

小値賀町議会第1回定例会は、平成28年3月8日午前10時00分、小値賀町役場議場に招集された。

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
教	育	吉	勝	信
会	計	大	一	夫
総	務	中	久	也
住	民	西	敏	之
福	祉	植	慶	彦
産	業	中	克	幸
産	業	永	晴	宜
建	設	蛭	近	市
診	療	近	藤	進
教	育	田	川	信
農	業	尾	崎	三
農	業			
委	員			
会	事			
務	局			
長				

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
議	会	事	務	局	書	岩	坪	百	合

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第1回定例会

平成28年3月8日（火曜日） 午前10時00分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（ 松屋治郎議員 ・ 末永一朗議員 ）
- 第 2 会 期 決 定
- 第 3 議員派遣報告
- 第 4 総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告
- 第 5 産業建設常任委員会の所管事務調査報告
- 第 6 施 政 方 針
- 第 7 一 般 質 問
- 第 8 議 案 第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(小値賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 第 9 議 案 第 2 号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第10 議 案 第 3 号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第11 議 案 第 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第12 議 案 第 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

- 第 1 3 議案第 2 5 号 小値賀町文化財保護条例の一部を改正する条例案
- 第 1 4 議案第 2 6 号 小値賀町文化的景観保護推進条例案
- 第 1 5 議案第 6 号 小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案
- 第 1 6 議案第 7 号 職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

午前 10 時 00 分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

ただいまから平成 28 年小値賀町議会第 1 回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、2 番・松屋治郎議員、3 番・末永一朗議員を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 28 日までの 21 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 28 日までの 21 日間に決定しました。

日程第 3、議員派遣報告を行います。

会議規則第 127 条第 1 項により、去る 2 月 24 日、国境離島活性化推進委員会委員長の横山弘藏議員を国境離島新法の早期制定に関する陳情要請活動で、東京に議員派遣をいたしました。横山弘藏議員にその報告を求めます。

横 山 議 員

6 番（横山弘藏） 議員派遣について報告いたします。

長崎県の国境離島を有する自治体は、住民が安心安全に生活できる地域としてだけではなく、領域や排他的経済水域等の保全をはじめ、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全など、重要な国家的役割を担っています。特に日本の国土の外堀を守っている多くの有人国境離島地域については、地域住民と共に離島振興策を進めておりますが、国境監視や海洋資源の管理、航路・航空路確保対策、観光基盤の確立、人口定住対策など、地方自治体だけでは解決出来ない困難な課題も山積みしています。そのような中、国境離島活性化推進特別委員会は、他の市町の離島を抱える自治体と共に国境離島が我が国において重要な役割を担っていることの特殊性及び重要性を鑑み、更に離島振興法附則第 6 条の規定を踏まえ、早期に国境離島新法を制定してもらうように活動

を続けているところであります。先の2月24日に国境離島法案の陳情活動を国会内において行いました。谷川代議士を筆頭に全国の国境離島を有する北海道から九州の全国離島振興市町村議会議長会、関係市町村長など総勢43名、小値賀町からは私のほかに西町長、立石議長、伊藤期成会会長が参加しました。陳情の相手は菅義偉内閣官房長官、高木義明民主党国対委員長をはじめ、与野党で20名以上の国会議員の方々に国境離島新法の早期制定について、しっかり対応してもらおうよう要望しました。そのような中、谷川代議士より今国会中の制定を目指しているとの説明があり、大変期待が膨らんでいるところであります。しかし、谷川代議士の余談によると報道関係が中々、この法案についてしっかり飛びついて来ないことなど、今の離島が置かれている現状が大変厳しいところにあると話し、中々、離島の抱える問題が理解されていないと憂慮していたことを付け加えて、報告といたします。

以上です。

議長（立石隆教） 日程第4、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会 末永一朗委員長

総務文教厚生常任委員会（末永一朗） おはようございます。

我々総務文教厚生常任委員会は、12月議会の報告後の活動内容について報告をします。

昨年9月より野崎島の自然保護や交通アクセスのほか、近年、世界遺産登録の件もあって観光客が大幅に増えつつあり、それに伴って観光客のマナーが問題となっていることから、島の自然保護条例や自然保護条例の制定が協議の主体となりました。これに伴い各委員の問題の共有化のため、先進地視察の実施を計画しました。研修先として日本で最初に法的・外目的税・環境協力税を設置して環境美化運動を実施している沖縄県島尻郡伊是名村を設定し、同じく地域の文化などを有効に観光に生かすための海岸線の日常の管理を行うことを目的として海岸管理条例を設置した沖縄県国頭郡恩納村を設定しました。実施日は2月1日からの2泊3日間、総務委員5名と事務局1名の6名で行い、研修内容は文書により質問事項を送付し、円滑な研修が出来るように努めました。

伊是名村では法的・外目的税の必要性や、経緯と問題点などについて研修しました。法的・外目的税が必要になった背景には平成14年時期に村の財政の経常収支比率が100%を超えており、当時のハブのいない島として多くのキャンプ客が増加していましたが、食料を沖縄本島から持ち込むなど島内での消費が上がり、観光施設の維持や環境美化に伴う財源の確保が困難であったため、島外か

ら入居者を対象とした観光入域税が発案され、県や国と協議し、島の内外へアンケートなどを実施して総務省と事前協議に入ったが、入域する観光客だけの課税は税の公平性を欠くとの指摘を受け、村人も含め環境協力税として改正し、賛否両論であった島民の意見も金額を 100 円とすることで理解を受けたとのことであり、現在は年間 400 万ほどの徴収があるそうです。このことは本町の議論の大きな参考となりました。

恩納村では沖縄のリゾートホテルの増加に伴い、島民と問題が発生したことから、リゾート開発の制約を成すため、環境保全条例を設置しており、本町においても将来、島外資本による開発の制約を予測した場合の参考となりました。また、周辺の文化などを観光に生かすため、日常的な海岸線の管理条例を定めた海岸管理条例の設置については、野崎島を含む大小 17 の島々を持つ本町の環境維持において必要な条例であると感じました。このことを踏まえ、研修後に委員会を開催し検証を行い、今後、本町の問題点や法的な外目的税の必要性の問題などを優先順位を定めて議論することになりました。世界遺産登録が延期されたこととはいえ、増加する観光客のあり方などを各法律の関連性も含め、本町の観光の方策を自然環境保全の問題を両立し、町の発展のため貢献していきたいと思っております。

これで総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（立石隆教） 以上で総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第 5、産業建設常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会 松屋治郎委員長

産業建設常任委員会委員長（松屋治郎） 産業建設常任委員会の委員会報告をいたします。

平成 27 年 5 月、新しい産業建設常任委員会の委員 6 名のメンバーが決まり、早速所管の公共施設の視察を行いました。建設課長同行で小値賀の 16 の施設を視察し、使用状況、耐用年数、経年劣化による問題点、その対策等を質問しながら視察を重ねました。その中で一番問題となるのは焼却炉の問題であり、これは耐用年数、劣化とも著しいため、これの延命策を図るための協議をしました。そこで生ゴミ対策が必要であるとし、生ゴミ処理機の導入を検討し、提案いたしました。

続いて漁港問題であります。最近、漁港に放置船、FRP 船の廃船処理の残骸等、管理運営に問題があるとして、建設課長、班長出席のもとでこれらの今後の対策等を協議し、一部漁港には注意を促しております。

次に藻場再生の件ですが、藻場再生特別委員会を廃止し産業建設常任委員会に移行したため、新たに産業振興課の出席を求め、今までの取り組み、今後の取り組みについてビデオを参照に説明を受けました。今後とも藻場再生の重要性から引き続き再生に取り組んでいくということでありまして、我々委員会でもこの対策に協力していきたいと思っております。

次に産業振興策ですが、本町の基幹産業である農業・漁業共に衰退しており、これらの所得の向上を図るための方策として、6次産業化や加工場の建設等により1次産品に付加価値を付け収入を増やすことや、新たな産業としてスキューバダイビング等、海を活用した産業の振興策が必要ということになり、今後、関係者とも協議しながら進めていきたいと思っております。

それから視察研修についてであります。田平、平戸、松浦、佐世保、水産関係、畜産関係、商業関係等の視察を行いました。水産関係につきましては松浦魚市、佐世保魚市、松浦の水産加工団地、佐世保魚市の中の加工場等を視察し、魚市場は生憎の時化で水揚げがなく、施設の説明、水揚げ状況等の説明を受けました。加工場につきましては、いずれも大型のHACCP対応型の加工場ということで、その製品の安全・安心を売りに、量販店、業務筋、海外輸出、インターネット販売等、様々な販売方法で販売していました。今後、TPPの問題で海外輸出を進めようと努力していました。それから畜産農家についてですが、平戸、田平の畜産農家2戸と田平の畜産市場、キャトルステーション、これを視察研修いたしました。畜産農家においても高齢化や後継者不足等により年々販売頭数が減っているというような状況の中に、私たちが訪れた2戸の畜産農家は合理化等を図り逆に多頭飼いを実施していました。その中で特に関心があったのが、牛の出産時期が分かる牛恩恵の導入とキャトルステーションの活用でありました。これらによって飼育頭数を増やすことが出来ているようです。本町においてまずは牛恩恵の普及が出来たらと思っております。

次に商業施設の平戸瀬戸市場ですが、これは公設民営化の施設で1200平米の農水産物及び加工食品の産直市場であります。これは農業部会が106名、水産部会86名、加工練り製品部会61名、商工部会61名の314名で構成され、その施設内容は1階が直売所、魚の処理場、観光案内所、公衆トイレ。2階が食堂、展望デッキ、それと91台の駐車場であります。それでこの施設の一番の特徴と言えるのは、平戸産品に特化した販売です。それともう1つは、魚の販売については必ず一次処理、鱗取り、内臓除去、三枚おろし等を行っていること。もう1つは各部会が年に1回ずつ集客のためのイベントを行っているということでありました。それで、オープンから4年ですけど、年々売り上げも増えている。その増えている内容につきましては、魚の一次処理をして販売するようになってから、客数が増えたとのことでありました。それで4年目の現在、売り

上げが大体 10 億、利益が 9,000 万。そのうちの 5 割が魚関係です。それと、ふるさと納税関係では約 2 億ということでありました。従業員も正社員が 12 名、パートが 41 名で、この人たちもプロの教育を受けた社員であり、店内も明るく活気がある店舗でした。今後とも本町の振興策に参考になる施設だと思っております。

これをもちまして、平成 27 年度産業建設常任委員会の委員会報告といたします。これからも小値賀の産業振興策、活性化策に繋がるような活動が出来ればと思っております。よろしく申し上げます。終わります。

議長（立石隆教） 以上で報告を終わります。

日程第 6、施政方針を行います。

町長より施政方針の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町 長

町長（西 浩三） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成 28 年小値賀町議会第一回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご健勝にてご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

あの東日本大震災から、早くも 5 年が経過し、国では、3 月 11 日に 5 周年追悼式を挙げるようになっていっています。テレビに映し出されたあの悲惨な光景は、我々のまぶたに焼き付けられ、今でも鮮明に蘇ってまいります。改めまして、災害の記憶を忘れず、日頃より災害に備える必要性を痛感し、被災者の皆様に心より、哀悼の意を表したいと思っております。小値賀町の皆さんにも、国の追悼式に合わせ半旗を掲げ、14 時 46 分からのサイレン吹鳴に合わせ、黙とうをお願い致します。

開会に当りまして、当面の町政運営についての所信を申し上げますと共に、新年度の予算案につきまして、主に新規事業の概要をご説明致します。

国は、安倍内閣の「経済再生なくして財政健全化なし」という基本哲学のもと、経済再生と財政健全化の二兎を得る基本方針を示し、経済再生については、消費や投資の拡大による経済の好循環の拡大、イノベーション等を通じた生産性の向上、地方における人口減少と地域経済の縮小に歯止めをかける「まち・ひと・しごとの創生」を目指すこととしています。強い経済を実現すると共に、少子高齢化についても正面から取組み、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って、充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた取組や TPP の締結に備え、我が国の経済再生、地方創生に直結するための喫緊の重要課題に関しては、平成 27 年度補正予算での対応と合わせて、28 年度予算編成をしています。

また、長崎県では、平成 27 年 12 月に「長崎県総合計画チャレンジ 2020」を

策定して、「人・産業・地域が輝くたくましい長崎県づくり」の基本理念のもと、各種政策を展開していくこととしています。特に、国の27年度補正予算に組み込まれた地方創生加速化交付金については、県・市町が連携した広域的な事業等が、主に申請されているところでございます。

我が小値賀町におきましても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を先般、策定したところでありますが、「雇用の創出」「移住の促進」「子育て環境の充実」「特色ある地域づくり」を4本の柱として、平成28年度から、各種事業を展開していくこととしています。長崎県で一番小さな町として小回りの利く利点を生かしながら、今後も「住民の皆様が安心して住み続けることが出来るまちづくり」を、できる施策から、確実に実行してまいります。

そういった中で、平成28年度の役場執行体制としては、長崎県から派遣されておりました永井理事が2年の任期満了となりますので、新たに交流人事という形で、長崎県から職員を派遣していただく予定にしています。また、平成27年度に6名という大量退職者の欠員補充が新規採用職員でカバーできておらず、新年度に予定しています人事異動も大変頭を痛めています。人事評価の導入により、適材適所への職員配置と職員のスキルアップを図りながら、新年度の町政について、町民の皆さんにご不便をおかけしない様、しっかりした町政の運営に努めます。

先ほどからご案内のように、今年7月の世界遺産登録を目指しておりました「長崎の教会群」が、国際記念物遺跡会議(イコモス)の中間報告で、今までの推薦内容を見直すようにという指摘を受け、国としての推薦を一旦取り下げるといふ閣議了解がなされたという、誠に残念なニュースが飛び込んできました。関係団体との協議の結果、最短で2年後になりますけども、平成30年度の登録に向け、力を合わせて再挑戦・リベンジすることとなりました。小値賀町では、野崎島の再利用に向け、ビジターセンターの建設や道路整備に力を入れて受け入れ体制の整備を計画しておりましたが、予定どおりに実施をし、この2年間という期間を利用して、更に万全を期したいと考えていますので、皆様方の今後も変わらぬご支援とご協力をお願い致します。

次に国境離島新法の進捗状況についてご報告を申し上げますが、先ほど、詳細につきましては、特別委員長のご報告のとおりでございますが、この制定問題は与党の調整は済んでいるが、野党の方がまだだということ、成立の見通しが立たなかった経緯がありますが、今般、野党の協力が得られたとの情報が3市2町の国境離島協議会から入りまして、去る2月24日に急遽上京し、国会に対し早期成立の要望をしてまいりました。

先ほどもございましたが、これからの予定としては、国の28年度の予算審議が終わり、関連する内閣が提出しております法律の審議が終わり次第、全党合

意ということでございます、その議員立法として審議され、時期ははっきりしないが、7月の参議院選挙までには成立させるとのことでありましたので、一日も早い成立を望むものでございます。

また、先ほども話がありました、小値賀町の水産業振興に大きく影響しております磯焼け対策につきましては、長年に亘り対策をしてまいりましたが、中々効果が出ていません。28年度以降は、国の協力を得て、事業を拡大したいと考えておりまして、具体的な方法につきましては、六島漁港の活用など現場でのアイデアもあるようでございますので、関係者と改めて協議をし、できれば28年度中の事業化を図ってまいります。漁業後継者の問題では、28年度研修生2名の受け入れを計画し、関連予算を単独で計上しております。これは次年度からは、県の「浜の魅力発信漁業就業促進総合支援事業」という事業がありますので、そこに移行する計画になっています。

今回の「まち・ひと・しごとの創生」総合戦略の大きな目玉でもあります「子育て環境充実」対策としまして、こども園の保育料の減免や出生祝金の増額を実現したいと考えております。また、長年の懸案でありました、特別養護老人ホームの増床に関しましては、7月の完成をめざし現在工事中ですが、過疎債等の手当てが出来ましたので、2億6,000万円の補助金を補正予算で計上しています。

以上、予算につきましては、総合戦略や過疎計画等に計上された事業をはじめ、マイナンバー制度導入に係るセキュリティ対策、老朽化した公共施設の改修事業、仕事創造につながる加工場建設や特産品の開発、地域おこし協力隊の登用など積極的な予算編成を行っております。詳細につきましては、主要事業一覧を印刷してお手元に配布していますので、それをご覧いただきたいと思っております。

その他の事業について、少し具体的に申し上げます。

総務課関係では、地域おこし協力隊を活用して、六島の島おこしに取り組みますし、7月には、参議院議員通常選挙が予定されています。観光関係では、老朽化した小値賀交通の中型バスの更新も予定しております。

住民課関係では、平成26年度から法令等に基づいた町税の滞納対策を県や国保連合会等の支援を受けながら実施しており、着実な滞納整理に繋がっていると考えておりまして、滞納者につきましては、財産の調査と合わせた給与や預貯金及び確定申告による還付金がある場合の差押等の強制執行を実施しており、滞納額は減少しております。今後もこれまで以上の滞納防止策を進めてまいりますので、皆様のご支援とご協力をお願い致します。次に、社会保障と税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に関しましては、本町では51名の方が交付申請をされております。そのうち43名の方のマイナンバーカードが届いて

おりまして、現在までに受け取られた方は33名となっています。次に保健事業では、医療環境が十分でない本町においては、予防事業に重点を置き、その推進を図ることとしており、特に妊産婦から乳幼児期の対策としまして、専門医がいないことから、必要な対策に積極的に取り組み、出産に係る経費の補助金につきましては、当初予算にて前年度3分の2から4分の3へ補助率を増加して計上しております。国民健康保険事業につきましては、年々医療費が増加傾向にあり、前期高齢者前後の方の重篤な疾病が最近、目立つようになってきています。今後共、各種検診事業の受診率向上を図ることにより、早期発見・早期治療に結びつけたいと考えています。後期高齢者医療事業につきましては、平成26年度から長崎県統一の保険料が全市町に適用され、全体的に6%程度の上昇となっておりますが、保険料につきましては、2年ごとに見直すこととなっており、平成28・29年度の見直しが行なわれましたが、平成28年度までは昨年度と同様、本来の軽減割合から上乘せの軽減割合を適用することが決まっています。本町としましては、29年度以降においても、引き続き同様の軽減措置をしていただくよう要望を続けてまいります。また、この対策として、国の特別枠の補助制度が設けられておりますので、肺炎球菌ワクチン・インフルエンザ予防接種、健診時のエコー検診及び各種ガン検診の無料化に、今年度も引き続き同様の取組を行います。

福祉事務所関係では、老人福祉対策については、高齢者が地域の中で健康で自立し、安心して暮らすことができるよう、健康づくりや生きがいづくりを進めると共に、一人暮らし高齢者等の見回り体制の構築に向け、より具体的な検討を進めることや、今後増加が予想される認知症高齢者対策を推進します。具体的には、これまで手すりの設置や床材の入れ替え等の住宅改修につきましては介護認定者が対象になっていましたが、町独自の制度として二次予防対象者にまで拡大することとしています。障害者福祉対策につきましては、人工透析通院患者については、経済的負担を軽減するため宿泊費に係る経費の補助をしておりましたが、この補助率につきましても引き上げることを予定しています。母子福祉・児童福祉対策については、安心して子どもを産み、育てることができるよう子育て施策の充実を図ると共に、子育てについてのきめ細やかな情報提供や各種講座などを開催し、親子の交流や子育ての仲間づくりを支援します。具体的には、保育料の国の基準からの軽減に加え、町独自の保育料軽減制度である「子育て世帯保育料軽減事業」により、第1子より実質保育料の無料化を計画しています。また、「小値賀の宝」である子どもの出生祝金の対象を拡充することにし、就業等により保護者が昼間家庭に留守となる小学生に対し、放課後児童クラブを開設することで、保護者が安心して就労できる環境を構築します。また、子どもの医療費を助成する「福祉医療制度」についても町独自の

施策として、対象をこれまでの就学前児童から中学生までに拡大し、子育て世帯への支援を充実します。介護保険事業につきましては、特別養護老人ホームの増設工事が進んでおります。施設給付費の増加が予想されますが、予防事業の充実や総合事業の早期実施により、介護給付費を抑制することに努めます。

産業振興課関係では、「地方創生」イコール「人口減少問題への対処」イコール「仕事場づくり」が求められている中、現在取組みを進めている 6 次産業化や交流人口増大のためにも、その基本となる農・漁業の生産活動がきちんと持続することが大事だと考えますので、担い手確保の強化策として、農・漁業の各研修制度の 1 年目に、地域おこし協力隊制度を活用することで研修期間を延長するなど、スキームの拡充を図ることとしています。また、燃油高騰に対する補助、流通コスト削減に係る補助につきましては、農・漁業ともに継続して 28 年度も予算を計上しています。有害鳥獣対策につきましては、イノシシによる被害に対し、捕獲、防護、棲み家をなくす、の 3 つの基本対策が着実に行われるよう、活動の強化を推進します。第 6 次産業の推進につきましては、農産物加工場の整備のほか、担い手公社に派遣している地域おこし協力隊のメンバーの活動を更に促進させ、新商品の開発や販売力の向上等を図ります。畜産につきましては、28 年度からスマート放牧の飼育テストに取り組むこととなりますが、しっかりと検証し、更なる放牧の推進につなげていければと期待をしています。また、来年はいよいよ宮城での全国和牛共進会の年となります。長崎全共において見事な成績を収めた勢いを弾みに、益々「長崎和牛」の名声が高まることを期待しまして、関係の支援予算を計上しています。水産業につきましては、27 年度に「水産加工推進協議会」を立ち上げ、加工品の試作や先進地視察、県外の加工業者の受入れ等を通じて協議検討していますが、今まで手をつけていなかった分野であり、まだまだ研究も必要で、このほど船瀬海水浴場の施設を一部改修し、試作だけでなく一部の加工品については、生産、販売も行えるようにしています。藻場の再生につきましては、先にも申し上げましたが、10 年ほど取り組んでいる中で、自然環境という大きな力の前に、皆さんが期待するほどの成果は得ることができていませんが、ガンガゼや巻き貝等の駆除を行った海域では一定の成果も出ていますので、28 年度は、網仕切り等により漁港や過去に設置した藻場礁を再活用できないか、調査を実施する予定にしています。商工業では、本会議で「中小企業振興基本条例」をご提案しておりますが、28 年度から商工会を中心に、創業相談やセミナー、空き店舗のマッチング等の創業支援に取り組むこととしています。また、平成元年度に笛吹地区本通りを中心に整備された「すずらん灯」について、商業組合が主体となり、「まちづくりファンド」を活用した更新を計画していますので、支援予算を計上しています。また、福岡小値賀会をはじめ各地の小値賀会の皆さんで小値賀にホ

テルをとの機運が盛り上がっております。近日中に小値賀町を来訪される予定になっていますが、その実現に向け色々の課題解決が必要となりますので、小値賀町としても出来るだけの支援と協力をしてまいります。渡船事業につきましては、現在「はまゆう」の建造中ですが、エンジンの納入時期の都合で工事が遅れております。年度内完成が難しい状況になりましたので、繰り越し手続きをとり、新船での運航開始を7月1日としたいと考えております。はまゆう、さいかいともに、島民の生活航路としての責務を果たすことを基本として、観光や教育関係機関等と連携し、利用者の増加を図っていきます。

次に建設課関係では、先ほどもありましたが、大きな事業としてゴミ焼却場の大規模改修を予定していきまして、ゴミの再資源化として27年度のプラスチック製包装容器の分別収集に引き続き、28年度には紙製包装容器の分別収集に取り組み、ゴミの減量化・資源化に更に努めます。また、生ゴミ処理機に対する補助を強化することで、焼却量を減少させ焼却場の延命化に繋げてまいりたいと考えています。婦人会の皆様には大変ご迷惑をかけると思っておりますけれども、よろしくご協力をお願いを申し上げます。次に港事業として、小規模漁港の合併推進を図る必要が出てまいりましたので、その対策と、それからまた空き家対策としては、空き家の解体や改修を推進します。下水道事業につきましては、施設の計画的な改修を行うため、長寿命化計画を作成します。また、野崎島の世界遺産登録に向けた準備として、道路の法面等の危険箇所の工事、水道においては、現在の水源施設の有効利用に向け、調査・検討を進めます。

教育委員会関係では、学校関係では、昨年6月から本格実施をしました小中学校完全給食で、地元食料品店のご努力や栄養教諭の献立の工夫もあり、主食の米については100%小値賀産の米を使用しております。副食食材においても、特に野菜においては地元産の野菜を使用する献立を多く取り入れ、学校給食での地域経済への波及効果も見られています。また保護者の意見では「今まで好き嫌いが多かったが食べるようになった」とか「献立の話題で子どもとの会話が増えた」等の意見がありますが、食材基準のハードルが高いこともあり、小値賀で水揚げれる魚の使用が現在されておらず、水産加工食材の提供が今後の課題と考えています。次に国の施策で昨年4月から開園しております小値賀こども園につきましては、子育てしやすい町、母親世代の働きやすい環境の整備に関して、保育標準時間を夕方5時30分から6時30分に延長したことで大変喜ばれていますが、平成28年度当初予算では、小値賀こども園の入所世帯、子育て世代の負担軽減策として、補助対策経費を予算化しています。また、中学校では、3年に1度の新教科書採択の年にあたり関係予算を、また、全国的にICT機器を使用した授業での学力向上と定着に向けて、本町においても児童生徒の学力の向上と、解る授業の提供、教師の指導力向上のため、ICT機器の購

入設置予算を計上しています。

診療所につきましても、新年度も町民の医療・福祉の向上を図るため、町民の皆様が安心して安全な医療を受けられるよう、安定した運営を行うためにも、常勤医師 2 名体制の継続と医療従事者の確保に努めて参りますし、長崎医療センター他 4 施設より 19 名の研修医の受入れが決定しており、地域医療に対する理解や経験をしてもらうことで、将来の医師確保へ繋げると共に、常勤医師の負担軽減を図ります。また、新年度も引き続き患者負担の軽減を図るため、関係医療機関のご協力をいただき専門外来を実施しますし、年々診療収入が減少している状況ではありますが、町内唯一の医療機関でもありますので、患者の病態把握に影響がでないように老朽化した医療器械については、順次計画的に更新をしてまいります。また、併設する健康管理センターと連携し、特定健診や各種ガン検診への受診を積極的に推進し、疾病の早期発見と予防に努めると共に、健康づくりへの取組も実施します。今後も、診療所の建替えにつきましては、診療所運営協議会の中で議論を深めていただくこととしており、建替えに向けた準備を更に進めます。

次に平成 28 年度当初予算であります。一般会計予算の予算額は 31 億 9,400 万円であり、昨年度当初予算は暫定予算でございました、骨格予算でございましたが、当初予算に比較しますと、24.5%、6 億 2,800 万円の増額、特別会計の予算額は、7 会計で 18 億 295 万円であり、昨年度当初予算と比較し、3.1%、5,435 万円の増額となっています。次に平成 27 年度補正予算であります。今回の補正額は一般会計 3 億 8,480 万円の増額補正でございます。この結果、平成 27 年度一般会計の予算総額は、32 億 2,480 万円となります。特別会計は 7 会計で、806 万 6,000 円の増額補正をしています。

なお、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等、32 件の案件につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

本定例会には、議案 48 件の審議案件をご提案しております。慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

なお、議案の提案理由および内容につきましては、その都度ご説明しますが、詳細については担当から補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（立石隆教） これで施政方針を終わります。

しばらく休憩します。

— 休憩 午前 10 時 49 分 —
— 再開 午前 10 時 55 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

日程第7、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。なお、関連質問はご遠慮願います。

松屋治郎議員

2番（松屋治郎） 本日は養寿園前防波堤堤防の壁画、海中公園の修復について伺います。

養寿園の増設現場を見に行った時に目に映ったのが、防波堤の堤防壁画、海の中の様子を描いた12面の壁画でした。子どもが描いたものを思われる絵ですが、今にも消えそうにしておりました。しかしながらその絵を見まして、私は当時の小値賀の海の豊かさを感じました。そこで後日、この絵のルーツを知ろうとして教育委員会を訪ね、色々お話を聞いてみました。その内容は、昭和63年ごろから長崎県の学校で子どもの野外活動、社会参加活動を通じてふれあい活動を増やそうとして「のびのび少年デー」を設け、各地で色々なユニークな取り組みがなされたそうです。その一環として小値賀小学校では、当時公民館が開設していた高齢者熟年大学との交流を行い、お年寄りの方から昔の小値賀の話や遊びなどを教えていただきながら交流を続けたということです。それから2年後、平成2年にそのお礼として子どもたちが、体の不自由なお年寄りがいっぱい入っている養寿園前の殺風景で冷たいコンクリートの堤防にお年寄りの心の安らぎが出来ればということで描いたのが、この海中公園だそうです。それでこの絵の完成により、殺風景で冷たいコンクリートの壁が一気に華やかになり、養寿園に入所していたお年寄りの方々は目頭を押さえながら眺めていたということが当時の小値賀新聞に書いてありました。また、この絵を描くに当たりましては、中々大変なものがありまして、当時長崎県では堤防に絵を描くというようなことはなかったために、中々県が許可をしなかった。そこで教育委員会や役場建設課の方々が、子どもの熱意に押され何度となく陳情した結果、やっと許可が下り、それに喜んで子どもたちが全校生徒で描き上げて海中公園と名づけたそうです。私はこの壁画にこめられた子どもとお年寄りの優しさと思いやり、また関係者の支援、協力、絆、これをいつまでも大切に心に残してもらえるように、この絵の復元が出来ないものかと思っております。

そこで町長、教育長にこの一連のことについての感想をまず伺いたいと思います。それから町長には、子どもとお年寄りのこの温かい交流の証である海中公園の修復・復元をする考えがあるのか。それと今現在増設中の養寿園前の、やっぱり冷たく殺風景なコンクリート堤防に花を添えるべく、絵を描き足す考えはないのか、この2点について伺いたいと思います。

再質問があれば質問者席で行います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 松屋議員のご質問にお答えをいたします。

経過はおっしゃられたとおりと聞いております。12枚の壁画の修復・復元の考えはないかというご質問だと思いますけど、確かにあの絵を見ますと、作成から26年が経過しているということで、現在もうかなり色あせております。しかしながらさつきから話に出ておりますように、せっかくの当時の子どもたちの気持ちを考えますと、何とか復元をしたいと考えております。先ほど話にもちょっとありましたけども、この壁画自体が学校の野外授業の一環として描かれた経過のようでもあります。そういうこともありますので、教育委員会を通じて学校のほうに持ちかければ出来るんじゃないかと思ってたんですけども、質問が出まして教育委員会と打ち合わせておりますけども、当時と比べると現在では児童数がかなり減っております、また学校教育制度が変わっております。そういうことで、授業時間の確保という問題も出てきていると思いますので、子どもでこの壁画を修復するということは、まず教育委員会の判断に任せたいと思っております。

それからもう1点の建設中の施設の前は、確かに何も描いてないわけですから、そこに壁画を入れるということは大変良いことだと思っております。先ほど言いましたように、ただ、子どもたちでやっていただくのはかなりちょっと、最近の子どもも大変忙しいということもありまして、難しいということのようですけども、ほかに何か修復ができる方法が見つかりましたら、本当に、繋げることも出来ますし、新たに新しい絵を描いていただいて海中公園として養寿園の方はもちろん、あそこの前は一般の住民の方も散歩に出てるということを聞いておりますので、一般の住民の方たちにも愛される海中公園として修復することは可能ではないかと感じておりますので、何か良い考えがあればお示しをいただけたらと思っております。あとのことについては教育委員会からお答えをさせていただきます。

議長（立石隆教） 教 育 長

教育長（吉元勝信） 議員ご質問の養寿園前護岸に描かれました壁画につきましては、ご説明のとおり当時教育委員会が主管となって対応しておりますので、私のほうからその経緯や内容を少し補足をして説明させていただきます。

この事業につきましては、昭和63年から長崎県が青少年が社会における自らの役割と責任を自覚し、広い視野と豊かな情操を培い、心身共に健やかに成長することを目的にということで、11月第2土曜日を「長崎県県下一斉のびのび少年デー」として始めた事業でございまして、本町では当時の小学校の校長先生と教育委員会及び公民館が協議しながら、初年度の昭和63年につきましては、小値賀の民話伝説、昔の学校の様子、昔の町の様子を高年齢者学級熟年大学のほ

うから事前準備から当日まで自分たちで企画していただいて、子どもたちに話を聞かせたということを行っております。翌年の平成元年度につきましては、小値賀の昔話と合わせまして自作での凧作り、あるいは数え歌を交えたお手玉の昔遊びの伝承事業を行っております。現在でも高齢者学級熟年大学と小学生の交流事業につきましては継続して行われております。先ほど議員がおっしゃられましたように、平成2年度になって小学校の児童会の中で今度は小学生がお年寄りに対して何か恩返しをしたいという考えのもとで話が行われておまして、その年の前、平成元年に完成した特別養護老人ホーム養寿園に入所されているお年寄りが、施設に面した護岸を冷たく感じるのではないかと、出来れば護岸のコンクリートが透き通ったイメージで水族館の絵を描きたい。そういった提案があったそうで、この小学生の素直で純粋な気持ちに応えるために、当時の公民館の担当者が動きまして、場所が県営漁港区域であることから、県北振興局を通じて長崎県の担当課に問い合わせを行いまして、一旦は許可は出来ないという回答があったそうですが、小学生の子どもたちの気持ちを尊重して粘り強く交渉をした結果、特別使用許可申請が可能というふうになって、県の許可を受けて平成2年の11月、第2土曜日の「のびのび少年デー」の日に1年生から6年生までのグループで「海中公園」と題しまして12枚の壁画を完成させたというところでございます。教育長の感想ということでございますが、この件についての経緯は正直知らなかったもので、先ほど申しましたように、子どもたちの素直で純粋な気持ちと高齢者の方々を思う気持ちがあの壁画に込められているということを知って、大変感動を覚えているといった状況でございます。実際に現場に行ってみますと、ペンキが剥がれておりますが、大変上手に描かれておまして、当時はきれいで、見た人も楽しんでいただくというふうに記憶がよみがえってまいりました。もう少し早く手を入れてきれいな形で繋げて行けなかったかなと思う次第でございます。

私のほうからは以上でございます。

議長(立石隆教) 松屋議員

2番(松屋治郎) 私はこの質問を通じて言いたいことがあるんですね。それは、人のやさしさ、人の思いやり、人として生きていくために大切な支援、協働、協力、絆。この大切さを今一度、教育していただきたい。そのことが人間教育と私は思っております。そのシンボルの1つとしてこの海中公園の修復をという考えで提案した次第です。これは、今話を聞いてみますと、子どもの数も当時からして大分減ったということではありますが、ボランティアも含めて広く町内全員に呼びかけてでもいいんじゃないかと私は考えております。そのほうがますます人とのつながりというものが教訓になるんじゃないかと考えております。そこでもう1度、ご両名様に伺いたいと思います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 議員の思いはよく分かりますし、本当に…、そういう経過があったということをはっきり覚えてなかったからあれですけど、子どもでやるのはちょっと子どもにも酷かなという感じがしておりますので、学校も予定もあるでしょうから、出来るだけ協力をしていただくという方向で話はしますが、もう次のことを考えたほうが早いのかなという気が実際しております。そういうことで、先ほどもお話がありましたように、ボランティアでやれないのかとか、実際にどういう修復をするかというのがあるかと思います。そういうことがある程度決まりましたら、是非、予算化をして、あそこの通りを本当に水族館みたいな海中公園にしていくのは良いことだと思っております。

議長（立石隆教） 教 育 長

教育長（吉元勝信） お答えいたします。

先ほども申しましたように、この事業については、子どもたちの優しさ、お年寄りに対する思いやりといったものが表現できていると思っております。それでこの壁画については、小学校のほうに協力出来ないかということで尋ねてみたんですけども、やはり 26 年前と比べて小学生の数が少なくなり、基本的には小中高一貫教育といったもので時間がかなり限定されておまして、こういう活動の時間が取れないということで、実際には小学生だけで対応するというのはかなり厳しいんじゃないかなと思っております。ただ、さっき申しましたように、子どもたちのそういう気持ちというのは重要だと、大事にしなければいけないと思っておりますので、町長も申しておりますように、社会教育の一環として大人も一緒になった、そういう対応が出来ないかなということも、今後、検討してまいりたいと思っております。最初はやはり、現在、描かれている壁画の復元を優先しながらですね、その後に色々協議の中で対応が可能であれば増やしていくということも今後、検討していきたいと考えております。

議長（立石隆教） 松 屋 議 員

2 番（松屋治郎） やっぱり小値賀も人間が減って、何かもの寂しい部分が多いんですよね。そういうことで、ああいう殺風景なところには、そういう意味も含めて、豊かな小値賀であり続けるためにも、ひとつ、修復、増画していただきたいと思うんですよね。それをお願いしまして私の質問を終わります。

議長（立石隆教） これで松屋治郎議員の一般質問を終わります。

続いて浦 英明議員

5 番（浦 英明） 一般財団法人小値賀町担い手公社の事業内容と運営について質問をいたします。

農業振興の一環として、将来農業で自立を目指す農業後継者や新規就農希望等を受け入れて農業技術や経営手法等の研修を実施することで、農業の担い手

の育成・確保等を目的に財団法人小値賀町担い手公社を平成 12 年度設立し、平成 25 年には一般財団法人に移行し、現在に至っております。担い手公社では小値賀の特産品である落花生等を中心に様々な商品開発に取り組んでおります。今後、修学旅行生、世界遺産等で観光客が多く訪れて、土産物等が数多く必要になってくるものと思われまます。また、ふるさと納税の返礼品としても必要ですので、担い手公社が持つ機能を十分に発揮され、生産から販売まで確立されることを期待し、次の項目についてを町長に質問します。

1 番目、定款第 4 条の 10 号は、農水産物の加工及び販売事業を謳っており、あわび館もこの中に入っていると思いますが、この中に入れた理由と今後の展開を伺います。

2 番目に、定款第 4 号の 11 号は、その他必要な事業を謳っており、その中に牛飼業、牛飼いと言いますのか、肉用牛経営の研修と言いますか、も入ると思いますが、以前研修された方が途中で辞めた理由と、今後同様の人たちが多頭飼いを希望すると仮定した場合のキャトルステーションの利活用はどのように考えているのか伺います。また牛恩恵の補助等は考えていないのか伺います。

3 番目に、土産物として、落花生関連、トマト、ジャム、菓子類等を製品化しているようですが、その実績、数量、販売等を、今後の展望を伺います。

4 番目に、製品化するまでの施設として農産物加工場を計画しているようですが、建設場所、面積、事業費、完成年月日について伺います。

5 番目に、落花生の皮むき等にお年寄りが携われるようなシステム、シルバー人材センターと言いますか、そういったもの等の構築が出来ないか伺います。

6 番目に、担い手公社の補助金は毎年 2,000 万円近く拠出していますが、その算出の根拠と用途について伺います。

7 番目に、路地物ハウス物、牛飼い等の指導はどのようにしているのか伺います。

以上 7 点について質問いたしますが、再質問があれば質問者席で行います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） それでは、一般財団法人小値賀担い手公社に関する質問にお答えをいたします。

担い手公社は定款第 3 条に、その目的として地域の特性と資源を生かした産業の振興並びに時代を担う担い手の育成確保を行い、地域の活性と町民福祉の向上に資することを目的とすると規定をされておまして、これは農業振興に限定した担い手を育成する組織ではないということをご認識をいただきたいと思ひます。平成 25 年 4 月に一般財団法人に移行する際に、議員ご指摘の定款第 4 条第 10 号にかかる部分を「農産物の加工及び販売事業」から「農・水産物」と、「水」を入れまして改正をしております。あわび館をこの中に入れた理

由ということもありましたが、あわび館はアワビ、サザエのほか、現在は鮮魚も取り扱っております、関東を中心とした飲食店のほか、昨年 7 月に東京・日本橋にオープンしましたご当地酒場「長崎県五島列島小値賀町」などに農産物や加工品も合わせて発送をしております。地元農水産物の産地直送施設という、あわび館の機能を最大限活用するために、平成 27 年度からあわび館の管理運営を担い手公社に移管し、物産振興の一元化を図っているところでございます。また、今後の展開についてということでございますが、小値賀町とは別の団体のことでもあり、公社の運営機関として評議委員会、理事会という組織がありますので、そちらで決定していくこととなりますけれども、資本金の殆どを小値賀町が拠出しているという関係もありますので、希望を含めて申し上げますと、先ほど申し上げました居酒屋「小値賀町」のすぐ近くに長崎県のアンテナショップ「日本橋長崎館」が、実は昨日オープンしていると思っておりますが、そういった物産販売や情報発信施設も活用しながら、大消費地の東京、首都圏で小値賀の農水産物や加工品の認知度が上がり、ひいては需要が広がるように、小値賀町や漁協、農協とも一緒になって、担い手公社としての取り組みを展開していただきたいと思います。

次に、定款第 4 条第 11 号の「その他公社の目的を達成するため必要な事業」というのは、同条第 1 号から第 10 号に掲げる事業以外の事業でございますが、確かに肉用牛繁殖の研修につきましては、同条第 1 号に掲げる「担い手育成及び確保事業」の一環として行っているところでございます。以前、途中で研修を断念した方がいたということですが、これは当時 35 歳の山口県出身の男性と、これは同じく 28 歳のイギリス出身の女性のご夫婦だったんですけども、平成 24 年 2 月に大阪で行われました就農相談会で、離島で夫婦で牛飼いがしたいということで相談を受けまして、離島の農業の実情をきちんとお伝えして、それを承諾して研修に入っていただいたんですけども、しかし時間が経つにつれて専業農家としての収入とか農地の確保に不安を訴えるようになりまして、当時、県北の新規就農担当者や町職員も交えて話し合いも行っておりますが、結果として不安が払拭されず、残念にも断念に至ったと聞いております。また、今後、研修卒業生が多頭飼いを希望した時のキャトルステーションの利活用の考え方でございます。これは本当に将来的な話になると思っておりますけれども、仮に牛市場が平戸の田平に統合される場合にはということでお答えをさせていただきますけれども、田平のキャトルステーションを利用する必要性は研修生に限らず島内全部の畜産農家にも影響することが、当然、十分考えられますので、そうなった時に必要となる手続きとか利用方法とか、負担の方法とか輸送経費について、これから把握し研究する必要があると思っております。牛恩恵ですけれども、牛恩恵はご承知のとおり親牛の体温でしょうね、温度センサーで監

視して発情とか分娩の兆候とかを検知して、メールで知らせるとというのが一般的だと聞いております。このシステムですけれども、計画的な分娩とか発情時期を把握できるのが最大のメリットでありまして、牛舎内で運用した実績もあり、有効だと聞いております。今後、和牛部会等からの要望があれば導入の支援を検討してまいりたいと考えております。

次に落花生等の製品化の問題ですけれども、担い手公社で落花生を中心とした商品の開発・販売を実施しておりまして、平成 27 年度の売り上げですけれども、先日理事会がありまして、その資料によりまして、2 月末において 2,250 万円を超えているといこうとで、昨年度の年間販売が 1,600 万程度でしたので、4 割方増えて順調に伸びているようでございます。既存の商品につきましては引き続き商品のブラッシュアップを図りまして、販売量の増加に向けた PR 活動を行いながら新たにショウガとか油製品・・・醤油製品等の商品開発を予定しているということでございますので、出来るだけの支援をしていきたいと考えているところでございます。

次に農産物加工場の建設につきましては、建設場所としましては旧中学校跡地を予定しております。これは小値賀町が建設するものでございまして、完成後は担い手公社に管理運営を委託する計画にしております。設計はもう今年度 27 年度で予算を計上しておりまして、設計は済んでおりまして、面積につきましては加工場が 208 平米、原料集出荷場が 240 平米、選別作業場が 223 平米、干し場、これはビニールハウスですけれども、これが 154 平米、建物の総面積としましては 825 平米ということで、校舎跡地の大体 3 分の 2 程度を占めることとなります。このことに関しましては当初予算で総事業費 1 億 3,600 万円を計上しておりまして、雇用の拡大につなげてまいりたいと考えております。それから完成予定年月日ですけれども、これはご承知のように国庫補助事業でございまして、国や県の要領の確定がいつ頃になるかということにもよりまして、年度内事業でございまして、29 年の 3 月までには完成出来るように進めてまいります。

それからシルバー人材センターのご質問がございました。定款第 4 条第 9 号に、担い手公社が行う事業として人材派遣事業を掲げております。これはご承知のように新法人に移行する際に、将来のお年寄りの地域貢献活動等への支援を考えまして、公社で行う事業として定款に入れたという経過がございました。そういうことで、シルバー人材センターの立ち上げを考えまして、今年の 1 月、担い手公社の社員が厚生労働省が行います派遣元責任者講習を受講しております。平成 27 年 10 月には法改正がなされておりまして、今まで届出制だった特定労働者派遣事業の区分がなくなりまして、全ての労働者派遣業としては許可

制に一本化されておまして、そういうことで許可の基準として財務の面で純資産が 2,000 万円以上、預貯金が 1,500 万円以上、負債額が純資産の 7 分の 1 以下であることというような経営的な金銭的な制限が設けられ、非常にハードルが高くなっているようでございます。また、派遣労働者のキャリア形成、業務時間内の教育とかスキルアップのための研修等に重きが置かれるようになったことから、新規にシルバー人材派遣業を立ち上げることは現状ではかなり困難な状況と聞いております。このために担い手公社におきましては、シルバー及びシニア人材を活用する方法としましては、短期雇用労働者としての、事業ごとに、仕事ごとに人を雇用するというにすることを考えておまして、過去にはツワの皮むきとか種子用の落花生の皮むきとかの採用を依頼したこともありますので、単純な軽作業等にお年寄りが携われるように、少し方向転換を図りたい意向と聞いておりますので、何か良い方法がないのか、町のほうでも一緒に検討してまいりたいと思っております。

それから公社の補助金の問題がありました。これは 28 年度予算書から、予算の説明書の中により分かりやすくということで、担い手確保育成事業、それから 2 つ目に 6 次産業化推進事業、公社運営費補助の 3 つに区分して予算計上をしたところでございますので、予算書をご覧いただければと思います。担い手確保育成事業は、公社が行う農業研修事業にかかる費用についての補助でございます。この事業には当然、研修品目の販売収入等の収入が生じてまいります。そういうことで補助金については、公社の農業研修事業にかかる費用から収入を差し引いた金額を補助金として交付しておまして、1,830 万 1,000 円が新年度の計上でございます。この用途につきましては、農業研修生の生活支援、それから指導員の人件費、研修施設の維持管理費、資材の購入等に充てられております。それから 2 つ目の 6 次産業化推進事業につきましては、これは新規加工品目の開発と販売促進等にかかる経費として、これは離島活性化交付金にも活用しておまして、運営補助金として 556 万円を計上しております。用途につきましては、落花生種苗費とか販売促進のための旅費、それから原材料費等に充てられることになっております。それから 3 つ目の公社運営費助成につきましては、これは公社の総務部門にかかる補助でございまして、905 万円を計上しております。用途につきましては、人件費や事務所の維持管理費用に充てられております。

次にもう 1 つ、最後の質問でございますけども、指導の問題がございまして。これは路地施設の園芸部門につきましては、従来おりましたベテランの指導員が自己の都合により退職をしております。そういうことで、昨年度からですけれども、ベテランの前指導員の方に頻繁に相談をさせてもらいながら若手の指導員を作るということで、その指導員が主に指導に当たっているということで

ございます。また、県の普及指導員の方に月に1回程度の頻度で来町していただいております。新規就業者のフォローアップと同時に公社研修生の指導と、それから若手指導員のスキルアップのための指導をしていただいております。畜産の研修につきましては、公社の社員と、それから町の獣医師が連携して指導に当たっておりますが、新年度からはスマート放牧事業も予定されておりますので、県の畜産担当普及員の方にも指導を依頼してまいりたいと考えております。従来は農協に優秀な指導員がいたわけでございますけれども、近年、態勢が取れておりませんので、再三に亘り農協に営農指導を徹底していただくよう要望しておりますが、現在のところうまくいっておりません。ご承知のように、指導員は一朝一夕に出来るわけではありませぬので、県のほうに実務経験豊富な人材の派遣をお願いをしておりますので、この方に合わせて公社の指導員の指導もお願いしたいと考えているところでございます。

もし詳細に亘る質問がございましたら担当より答弁させますので、よろしくお願いたします。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） 詳しい説明をありがとうございます。中々、質問が多かったので、頭の中には入って来ませんので、まあある程度書きとめてはおりますけれども。1番目の、あわび館をこの中に入れた理由というようなことは分かりました。アワビ、サザエ以外にもですね、鮮魚を販売しているというようなことを言っておりますので、例えばこの販売方法は、発送といいますか、どういうふうにしているのか伺いたいと思います。例えばそのまま鮮魚で、前は出荷していたようですが、内臓を取り除くとか鱗を剥ぐとか、先ほど松屋議員も言っておりますけれども、そんなふうにして送っているのか、発送内容についてお尋ねいたします。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

あわび館に関しましては、今のところ丸体…魚につきましては、内臓も含めたところで魚そのもの、丸体と言いますが、丸体での発送になっております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） 我々が視察に行きました、先ほど松屋議員も報告の中で言われましたけど、平戸瀬戸市場というところに行ったんですけども、こちらではどういうふうで発送しているのかと聞きましたところ、せめて鱗と内臓は取り除いて送っていますと。最初はお宅が言われたように、丸体っていうのは私、初めて聞いたんですけども、丸体みたいにして送っておつた。そしたら苦味が出てくるので、ちょっと嫌われたと。だから最低限は鱗を剥いで内臓を取って送っているんだと。そして氷を入れて送っているのかと聞きますと、氷じゃ

なくて、何て言いますかね、保冷材ですかね、保冷材を入れて送っているんだと。それがふるさと納税の返礼品としてもつながっていて、大変評判が良いということも言われてましたんで、そういうふうにするということはないのですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

今のところ、取引先が居酒屋でありますとかレストランでありますとかが中心なんですけど、そういったところは魚に手を加えるのを嫌う傾向がございまして、そのまま送ってくれという要望が多いようでございます。それと、魚に手を入れる場合には許可が必要になりますので、粗おろしする際にもですね、今のところあわび館ではそのような許可を持ちませんので、基本的には丸体での発送になります。今後そういう考えがないかということですが、必要に応じて、需要に応じてそういった許可を取って、あわび館のほうで捌くことが出来るようにすることは必要だと思っております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） 私、最低限、鱗と内臓を取って送るんだという考えを持っていたもんですから、そういうふうに答弁されるのかなと思って、最終的には加工場まで作らなければいけないんじゃないかなろうかと、その加工場を作る日にちはいつなのか、事業費はいくらになるのかと、そういうところまで3問4問で質問しようかと思っておったんですけども、そこまではいってないということなんです。私がなぜそれを言うのかと言いますと、やはりふるさと納税にこだわるんですね、そういった関係で、やっぱりさっき言ったごと、えぐみを取るといような格好で、あわび館のほうでそういったのをやるのかなと。でなければあわび館の一角を狙って少し小さな工場といいますか、そういったのを改造して、ゆくゆくはふるさと納税にもつなげていくのではないかと思ったんで質問したんですけど、そこあたりはどうでしょうか。同じような質問になるかと思っておりますけど。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） これはまあ、うちの総合計画にもありますけども、とりあえず今年、農産品の加工場がありますんで、そのあとやれるようにということで、先ほどもちょっと申し上げたと思っておりますけども、研究をしておりますので、確かにもう今、まん丸そのまま送る時代じゃないというのは、十分我々も分かっているんですけども、出来ればもう、加工場を作るときに一緒に解決すれば、先ほどふるさと納税の話も出てましたけども、ふるさと納税で魚1本やりませうち言われても貰ったほうが迷惑するというような現状のようでございますんで、冷凍技術の研究とか、それから輸送手段の研究とかも必要でございます。

そういうことで、準備のほうは着々と進んでおりますので、あとは金を、費用の問題が解決すれば、29年度でも建設が出来るんじゃないかなという状況に、今、なっております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） 1番目については、一応、分かりましたので、それで一応留め置きます。2番目のことなんですけども、辞めたというのが、どういうふうにして辞めたのか、さっき理由を言われたんですけども、私はそうではなくて、何か指導者といいますか、そういった指導がよく成されていなかったんで、当初の目的と違ったとか、そういうふう聞いたんですけども、私は農業者の方から聞きましたんで、また聞きなのでよく分からないんですけども、そこがちょっと、もう少し分からなかったかなと感じておるんですけども、そのところは、さっき答弁した内容とまた変わらないということであれば、それでも構いませんけど、改めてまた質問いたします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 一応これは担い手公社のことですから、うちが応えるあれじゃないんですけども、担い手公社に確認をした上でお答えをしておりますので、間違いないんじゃないかなと思います。確かに、はっきり言って素人ですから、どこまで指導すればいいのかも分からなかったかもしれないけども、一番の原因はやっぱり不安になったんじゃないかと。例えば、まあここに土川議員さんおられますけども、牛を飼うということ自体になったら飼料の手当てとか、そういうところでうまくいかなかったんじゃないかなというふうに聞いておりますので、そりゃあ理由はいっぱいあったかと思いますが、我々が聞いているのは、担い手公社のほうにどういうことだったかと聞いた答えは、先ほど申し上げたとおりでございます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） その点については分かりました。それで先ほどのキャトルステーションについてですけども、必要な手続き、経費等、そういったものが把握が必要であるというふうに言われたんですけども、そこあたりについてもう少し詳しく説明をしていただければと。先ほどのように、担い手公社ではありませんのでそこら辺りは分からないと言われるのであれば致し方ないんですけども、質問いたします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） これは前段でかなりしつこく断ったつもりなんですけども、これはもうずっと先の話だと思ってるんですよ。ここ1年でこういうことがあることもないし、だから担当のほうでも恐らくそういうことになるという考えは持ってないと思います。そういうことで、このキャトルステーションの目的

が少し違うんじゃないかなと思ってます。小値賀町でキャトルステーション取り入れる時は、増頭対策として、結局は牛舎から早く子牛を出して、それに合わせて出産計画を立ててということになった時に、各畜産農家の方が出すのかどうかということも含めてやらなくてはいけませんので、簡単に作るということも出来ないでしょうし、これもかなり問題を抱えていると思っておりまして、それとさっきから言いますように喫緊の問題ではないと思います。そういうことでもう少し、農協の方針もまだ決まってるわけでもありませんし、そこを今から、言い方は悪いですけど、ぼちぼちということでご理解をいただきたいと思います。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） このキャトルステーションについてはですね、私たちが先ほどの委員長の報告にありましたとおり、視察研修に行ってきたんですね。最初はまあ、小値賀にキャトルステーション作るのかという話をされるのかと思いましたが、答弁では、そうではなくて平戸のほうについて答弁したいということであったので、私が聞きたかったところと一緒に合致したわけなんですけども。因みにキャトルステーションについて、JAながさき西海農協、ここで説明があったんですけども、この中ではですね、農協と生産者、県、これは普及所なんですかね、町が入って協議会を立ち上げて十分な審議をしてからでないといけないというふうに言われたんですね。先ほど町長も言われましたけども、喫緊に出来るような話ではないというのが1つありまして、それからもう1つこれを読んでみますと、農協から貰った説明書なんですけど、「今後の方針は繁殖雌牛使用頭数を1万2,000頭、肥育牛2,800頭を目標に増頭推進をしている」「高齢化多頭化に伴う労働力不足を補うため、小値賀・宇久を除く地域に子牛育成部門をキャトルセンターへのアウトソーシングを図るとともに…」と、こういうふうに書かれているので、私はこれを聞いた時にちょっと愕然としたと思うんですね。何故かと言いますと、例えば今年に計画を上げて、来年、極端に言ったら平戸に持っていくというような話があったとします。そうした場合には、これは全然出来ない話なんですよね。協議会を立ち上げて、それからでないといけないというから、やっぱり短期的に出来ないし、中期、長期の話になるのかなど。極端に言ったら5-6年先、10年先になるのかなど。そうした場合、今、宇久で競りを行ってますけども、これが平戸に移る場合、そこら辺りの話まで、ちょっと先の話になりますけども、その時ではもう間に合わないんじゃないかと、私はこういうふうに思ったんですけども、農業関係につきましてはちょっと専門分野ではないので、少し勉強不足のところがあるかと思えますけども、そこら辺りについてちょっとお尋ねします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 心配されるのは分かるんですけども、ただしこのキャトルステーションの使い方がそこそこでいくらか違っておりました、例えばうちが田平にお願いするということになれば、市場が立つ前の期間、預けとくためにも短期ステイのためのステーションがいるわけですし、今、視察に行かれたところはそうじゃない施設だと思います。そういうことで、小値賀町も協議会に当然、入ってませんし、農協のほうも小値賀に使わせるとは決して言わないはずで。そこはもう考え方の違いだと思いますし、うちがもし持っていくということであれば、当然、前日持って行っておく施設は、今、田平のほうのあそこには、1日ぐらいはあるわけですけども、私たちも素人ですから分からないところもあるんですけど、宇久までに運ぶだけでも 10kg20kg 体重が減るという話ですから、それを戻してから売ればまた値段的にも違うのかなっちゅうこともあります。そういうことも出来るような施設をもし平戸で、平戸に持っていかなければならないということになれば、当然、農協も考えるでしょうし、うちも考えなくてはいけない問題だと思いますけど、まあ農協が言わないっていうことは、今それをすぐやろうということは考えてないだろうと考えております。また、キャトルステーション自体は小値賀町内にも要するという意見もありますが、先ほどもちょっと言いましたけども、人それぞれで、要するという人も要らないという人もいるようですので、そこら辺は部会のほうである程度方向付けをしていただいでやることになろうかと思っております。本当に、ここ1-2年でということはないので、先ほどのような答弁をしたわけですけども、頭の中には当然、畜産をやる人は、頭の中に入れてやらなければいけない問題だと十分、分かっております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） このキャトルステーションにつきましては、先ほど言いましたように視察に行った時に、農家の方、平戸…田平やったかな、浦大悟さんっていう人に話をしたんですけどね、その人が言うには、どうせ平戸にそのうち持って来るようになるんだから、そのことを懸念してキャトルステーションの計画をすればいいんじゃないかろうかと。そして小値賀は、何て言ってみましたかね、「母親牛の里」とか何か、そういうふうにな付けて、そういう専門にすればいいんじゃないかろうかと。そうした場合は多頭飼いせんでもいいし、便利でありますよというようなことを言われましたんで、「まあ、そうかな」と思って視察から帰ってきたところでもあります。この件についてはもうそれでいいですけど。その次は、土産物の今後の展望についてですね、先ほど、ちょっと言われましたけども、商品開発をした品目はどのくらいあるのか、これはあとで、パンフレットがあると思っておりますけども、パンフレットで結構ですので、それを提出していただければと思います。それと「油製品」と言われまして、そ

のあと醤油とか何とか言われましたけども、これについて詳しく説明をお願いします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 失礼しました。私は醤油の「醬」が抜けてるのかと思ってました。現実には「油」だそうです。だから具体的なことは…すいません、担当のほうから。私が読み間違ってますんで、「醤油」と言わずに「油」と読むのが、まあ醤油もやってるんですけども、そういうことで、間違ってると思って原稿になかったのを付け加えたら間違ったということです。すいません。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

この油製品なんですけど、地域おこし協力隊の中に落花生の油を精製しようと考えている隊員がおりますので、そういう意味において書かせていただいております。

議長（立石隆教） さっきの付け足しで。土産物についての一覧というのはあとで出せますね？資料は。お願いします。

産業振興課長心得（中村慶幸） 浦議員お尋ねの土産物品のラインナップは、あとで提出させていただきます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） 4番目の農産物の加工場についてなんですけど、先ほど詳しく説明されましたけれども、これは担い手公社に指定管理をするということでもありますんで、そうするとこれは担い手しか使えないのか。それがひとつ。それと今まで使ってた斑の施設はどういうふうにするのか。伺います。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

この新たに整備する農産加工場なんですけど、事業の名称が「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」だったと思うんですけど、この交付金は単に産業振興だけではなくて、地域づくりも計画の中に含めないといけないようになっていきますので、この農産加工場については担い手公社の専用施設ではなくて、地域の方が利用できるような方向で考えております。指定管理になろうかと思えますけど、その際には相手方は担い手公社を念頭に置いております。斑の加工場ですけれども、今後、新しく整備する農産加工場がどのような頻度で利用されるか分かりませんが、斑の加工場もせっかく整備した施設でございますので、基本的には今までと変わらない利用を推進していきたいと思えます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） 斑の加工場につきましては、先日、協力隊の方から報告がありまして、その中で何か、「おっパイ」を作っている山下さんですかね、が任

期が3月で切れるので、そうなった場合はあとはどうするのかな、困ったなどということなんですけども、引き続き利用できるのか、その辺りをお尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

斑の学校を改修して整備した加工施設ですけれども、これも今、管理は担い手公社が行っておりますけど、利用に関しましては広く一般の方も使えるようになっておりますので、協力隊の小島さんが卒業したあともですね、「ちょんまか」のグループとして活動して使う分には差し支えございません。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） 以前、「議会と語ろう会」で農業者の方と話す機会がありまして、その時に「農産物加工場を作る計画がある」と。「1億円ぐらいはかかるだろう」。「それについてどう思うのか」と言われたらですね、「そんな大きな加工施設は要らないんじゃないだろうか」と農業者の方が言われましたし、そして中学校跡地だろうということで、私も分かっておったんですけど、それを振ったところ、「中学校跡地については、壊す前に言っていただければ、そこで牛を飼うのに必要だったな」というようなことを言われたんですね。そのことについてどう思うのか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） まあ、終わったことですからあんまり答えたくないんですけどね。現実にはそういうことがあったんでしょうけど、あれを壊さないで持っていたら、またうちの負担はずっと続くということで、過疎債が使えるようになったもんで壊したわけです。そういうことで、またそういう具体的な施設が出てくれば別ですけど、倉庫に使うとかっていう話だったと思いますけども、それではあとで今度はそれが使わなくなった時に、またうちが処理するのに税金つぎ込んでやらなければいけませんよ、ということがあったんで、壊しまして、あと何に使うかということで、色々な利用方法もあったんでしょうけども、効率的に施設を運営するためにはある程度の広さがあったほうがいいということで、ほかに利用方法が、早急な活用方法が見つからなかったということもあるんでしょうけども、あそこに設置をするということで決めさせていただいた経過があります。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） もう1つ、農業者の方が「そんな大きな工場じゃなくてもいい」ということに対して、ちょっと答弁されなかったの。テレビであったんですけどね、昨年暮れですね。福島の向山製作所が生キャラメルを試作販売し、フランスでも4年続けての販売で成功しているということですね。そもそもの発想が、この方が言われたのは、東京のデパ地下みたいところでスイーツを

売っているのは地方から来たものだと。こういうふうにして自分も作ることにしたと。工場の一角を改造しただけで、4から5個の、それは私、どんなもんか分からんですけど、まあ洗面器みたいなもんだと思っておったんですね。銅版みたいなものにそれを入れて、それでコンロにかけて熱い思いをしながらそれを作っていると。こういう映像が流れておったんですね。小値賀もこのような発想の転換でやっていただけたらと思うんですけども、やっぱり物づくりを始めるには、そういう小さなところから始めていったほうがいいのではないかと。最初からこういった大きな工場を作る必要はあるのかと思っておるんですけど、そのことについてお尋ねします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） それは考え方の違いだと思いますけども、具体的な話じゃ…今、議員おっしゃられたことは全然具体的じゃないんですよ。最後まで調べてから言ってもらえればいいんですけど、品物によっては工場の大きさも変わってくるでしょうし、お菓子を作るだけならそんな大きい施設は要らないでしょうし。だから何を作って何をやるかということで、施設の大きさは変わってくると思いますんで。小さいところの施設を持ってきて「こういうことがある」っちゃうのは、私はどうかと思っています。この施設についてはですね、ピーナッツを中心としてやるということですけど、先ほどからありますように、ほかの品物が出てきた時はその品物も加工して出来るような施設にしたいということでございますんで、お菓子は現実的には、お菓子1つ作るには斑の施設でも出来てますし、小さいことを言えば船瀬の海水浴場にも簡易な施設は作っております。だから、全くいきなり大きな施設を作っているのではなくて、ピーナッツの加工場にしても、当然、ずっと斑でやっていて、施設もこのくらいぐらいの大きさが要ると、その研究もした上で施設を作っているという考えでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） これにつきましては、大きいと私が言いましたけども、まあ、干し場とかそういったのが要るんで、そういった大きな施設が要るのかなと考えるはみたんですけども、どういうふうな物が出来るのか、頭に描いてなかったんで、そういう質問をしたんですけども、その件については、もしかしたらまた予算の時に質問したいと思っておりますけども。それから5番目のシルバー人材センターの構築のことなんですけど、これは前、「議会と語ろう会」で熟年大学の方と話をした時に、お年寄りの方が「落花生の皮剥きでも手伝いたい」と。極端に言えばお茶菓子だけでもいいんですから、皮を剥きながら話をしたい。そういった場所を設けてもらいたい。お金は要らないといったんですけども、まあいくらやらんといかんと思うんですよ、最低賃金ぐらい。そういった

ことで、やっぱりシルバー人材センターを作って、その人たちをそこで使っていただければと。極端に言えば、町長がよく言っております「マンパワーが不足」と、こういうことを少しでも解消出来るんじゃないかなろうかと。それで、徳島にあります上勝町ですかね、あそこで葉っぱビジネスをやっております、お年寄りがパソコンで相場を見たりとか、あるいは注文を取ったりとか、そういうことをしておりますんで、そういった関係でやってもらえれば、お年寄りも長生きして、例えば病気をしないで済むと。だから極端に言えば国保関係についても、そういった診療費が抑えられていいのではなかろうかと思うんですけども、シルバー人材センターについてはちょっと難しいといわれましたけども、小さなところからでも初めていただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 今、上勝の話がありましたけど、あそこはシルバー人材センターとちょっと形式が違いまして、もうそれぞれのお年寄りが独立して1人の事業者としてやっていますから、うちとはちょっと違うのかなと思います。これもちょっと遅くなったかなというきらいがありまして、法律が変わる前なら意外と簡単に出来てたんですけども、先ほどからくどくど説明しましたけども、法律が変わってしましまして、中々難しいということで、派遣業自体が、やっぱり悪徳な派遣業者がいたということだと思っておりますけども、厳しくなっているということで、小値賀弁で言えばケメケメやるのが難しくなっております。そういうことで先ほども言いましたように、少し方向性を変えて、お年寄りの方たちに応援してもらうのは大変良いことだと思いますんで、派遣業としてやるんじゃないで今度は雇用する立場で、事業所として受け入れる体制に変えたらどうかということで、今、研究を始めてます。そういうことで中々、法律がありまして、早くやっとならば良かったんですけども、中々、態勢が整わなかったもんですから、今となったら今度はハードルが高くなったということですので、少しでも目的に合うように、少し方向を転換出来ればいいのかなというのが現状でございます。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休憩 午前 12 時 02 分 —
— 再開 午後 1 時 30 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

浦 議員、質問を続けてください。

5番（浦 英明） シルバー人材センターのことについては、先ほど町長答弁さ

れましたので、分かりました。シルバー人材センターの登録が難しいのであれば、柔軟なことで、簡単な作業に従事していただければ幸いです。それでは6番目の補助金の件について質問いたします。これは先ほど3本立てで言われましたけども、担い手育成・確保事業、それから6次産業化のやつ、それから公社運営の補助。これも私、ちょっとでありますけど予算書を見たんで、その時に質疑をしたいと思えます。これとはちょっと違ってますね、直接関係はないのか知りませんが、民化申請の時の書類を見たんですけども、この中に公益目的支出の見込み額、それから実施事業収入の見込み額、これを差し引いた額が577万2,000円とここに出ていたわけなんですけども、これが赤字分だとなっております。それで私は、ほかの法人格等の経費も加えて約600万円、それが補助金の限度額になるのではないかと、そういうふうに認識したわけなんですけども、その関係上、2,000万円も補助をするのは、ちょっと限度額を超えているのではないかなと思って質問しているわけなんですけど、確認のためにお尋ねします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） まず限度額と言われる意味がよく分かりませんので、その説明もお願いしたいと思えますけども、補助金でございますので限度があるっちゃうことはないと思えますけども、そういうことでどうでしょうか。まず。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） 公益業法の立場からですよ、私が言いましたように、事業の支出、それから収入を差し引いた分、それが経費の赤字分となっておりますんで、そこら辺りを補助するのが通常だと私は認識しております。それが限度額になるのかなと、こういうふうに考えておるわけなんですけども、それについては、ちょっと認識が違うのかなと思えますんで、そこ辺りはまだまだ勉強して話をしてみたいと思えますけども、私はそういうふうに思っております。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 分かりました。そういう意味じゃないはずなんですけども、例えば必要経費つちゅうのをどこまで必要経費にするか、経費に認めるか、それから収益を引くわけですから、だから限度額があるという考えにはならないんじゃないかなと思えます。例えば運営費について人件費があります。それを、人件費はその時その時で変わるでしょうし、人が変われば変わります。そういう意味では限度額っていうのはあんまり意味がないんじゃないかと。要するに経費が足りない分を補助しているのが普通ですから、それがいくらまで限度があるという考え方は取っておりません。そういうことで少し認識が違うのかなと思えます。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番(浦 英明) 分かりました。ちょっとやっぱり意見の違うところがあります。私が限度額と言ったのは、これはちょっと間違っただのかなと思うんですけど、今言ったように経費不足分を補助をすると、そのことを申し上げたんで、その点について、今、町長もそのとおりだということですので、そこで見解が合います。だから、この3本立てで上げてきたこの内容につきましては、今回初めて3本立てで上げてきておりますんで、当初の目的からするとちょっと違うのかなど。しかし公益業法じゃなくても、よく考えてみれば、担い手公社が町の指定管理を受けてると、その関係上、議会で議員が認めれば、これは補助金として出すことは出来るというふうに私も認識しておるんですけども、先ほど限度額と言ったのは、誤りでもないと思うんですけども、ちょっと良く受け取られなかったのかなと思っております。それはそれで構いません。また予算の時に質疑したいと思います。それから、また同じことを言うか分かりませんが、「公益目的である実施事業により、その赤字の金額だけ公益目的財産額を減らすことで11年後には公益目的財産を0とする」、こういうふうな当初、一般財団法人に移った時にそういう計画になっておりまして、これを、何て言いますかね、実施事業以外の事業を行わなければ、本当に財産がなくなって法人が消滅してしまうという不安がありますんで、これを自助努力で財産の減少を防ぐ、そういったことが必要であると思います。これを防ぐために補助金をこういうふうに出してるわけですけども、以前、誰かがこういうふうに言っておりました。「6,000万円をタダで貰ったところに補助金を出す。これを補填する。そういったことは出来ないんじゃないだろうか」と。こういう内容だったと思いますけど、その時答弁をしたのかどうか分かりませんが、したんだろうとは思うんですけど、私が聞いていなかったのも、ここで改めてそのことについてお尋ねします。

議長(立石隆教) 町 長

町長(西 浩三) 私がまだ意味が分かりませんので、担当のほうから答えさせます。

議長(立石隆教) 産業振興課長心得

産業振興課長心得(中村慶幸) お答えいたします。

浦議員が言われているその570万というのが、公益目的支出計画に記載してある年度ごとの、公的な資金を受けて財産形成した部分にかかる、年度ごとに償却していく額のことをおっしゃっているんだと思うんですけど、25年の4月に今の一般財団法人に移行した際に、年度末におきまして、法人移行時の公益目的財産額というものが約8,000万ございます。その中には資本金の、町の出資金2,000万、それから農協の出資金500万。2,500万が含まれておりまして、所謂その償却資産で5,500万ぐらいになるかと思うんですけど、これを一般

財団法人に移行した際に、公益財団法人時代に、先ほど言いましたように補助金等で資産形成したものが一般財団法人に移行することによって公益以外の事業に消費されるということが、無制限であってはならないという趣旨から、先ほど申しあげました 8,000 万について、当時の計画で年間約 570 万ずつ公益事業において赤字を出して行ってそれを償却して、それが 14 年間かかるという、担い手公社の公益目的支出計画においてそのように記載されておりますので、そのことをおっしゃられているんであらうと思っております。

議長（立石隆教） 浦 議員

5 番（浦 英明） 私は 11 年かなと思ったんですけども、14 年だったんですかね。分かりました。そしたらですね、そのことについては、またいずれかの機会にやりたいと思います。こういうことを 1 つ言っておりましたんで、このことをお聞きしたいんですけど、農業関係の方と以前話をした時に、補助金ありきで基礎が出来ていないと。そして茹でピーですかね、そういったものも捨てたと。こういうふうに言われたんですね。それで、これが本当なのか。それであれば、担い手公社のあとの運営がちょっとどうなのかな、少し危機的状況もあるのかな、と不安なので、そのことについてお尋ねします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 担い手公社のことですからあんまり答えたくないんですけども、要するにですね、小値賀町でやれば、町っちゃうのは役場ですよ、執行部のほうでやればいいんですけども、中々うちでやると効率が悪いという問題もありますし、そういうことでついつい担い手公社のほうに仕事をお願いしてる関係もあります。だからこれが儲かればいいんですけど、儲かる事業っちゃうのは殆どありませんので、どうしてもついつい赤字補填をする必要が出来てきているというのが現状だと思います。だから先ほどの話に戻ってもですね、もう現金はないわけですよ、8,000 万あるって言われても。もう機材を買ったりとか建物建ててるわけですから。ただ、一般財団法人の利点とすれば、公益事業以外にも収益事業が出来ます。そういうことで、これがどんどんうまく行って回り出して、収益でカバー出来るようになれば補助金も要らなくなるわけですので、今、途中っちゃうわけにいかない年数経ってますけど、現実にはなかなか難しい事業を引き受けていただいていますんで、なかなか補助金を少なくするということが出来ない。逆にまた今度は指定管理等でどんどん仕事が増えてるという状況ですんで、だからそういう時にも先ほどのような「これだけしか出来ない、補助が出来ない」ということになると、受けるほうも「それじゃ出来ませんよ」という話に、当然、なってきますんで、ある程度の補助金としてこれからも補助金なり委託料なり払って、そして担い手公社にやっていく必要があるということで、年々仕事も増えていきますけども、町からの持ち出

しも増えているのは事実ですけども、今言った関係で仕事も増えてますんで、そこら辺は我々も闇雲に流しては流してはありませんで、ただこれをやらないと公社自体が潰れてしまいますんで、初期の目的も果たせないということになります。そういうことで、少し意見の違いがありますんで、こういう場なかなか分からないと思いますので、何かの機会を捉えて聞いていただければと思っております。今日のところはそういうところをお願いいたします。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 私も全くそのとおりだと思います。その 11 年間と言いますのは、その期間はちょっと、補助をやり続けるというような言い方はおかしいですけども、やって、そしてその中でやっていくと。そして自助努力もしていないと、極端に言うたら 11 年後にはそういった補助も出せなくなるんではなかろうかと、こういうふう考えてるわけなんですけども、その間にやっぱり、ちゃんと確立して、町から補助をもらえなくてもやれるような、そういった事業を色々増やして行って、そして収益部分を増やしていかなければならないと、こういうふうに思っております。それでは、次に 7 番目ですね、これについては先ほど説明されましたけども、若手の指導員とか、それから普及指導員、それから公社の職員やら獣医師か、そういった人たちを指導を受けているというふうに言われました。そして、その辞めた方がどんな理由で辞めたのかち言うたら、自己退職だと。自己退職だと言われれば、それ以上は言えないかと思えますんで。この人は Y さんとか何とかいう人らしいんですけども、この前、公明党の方が報告会に来た時にですね、小松商店という方が来ておりました。私も面識はありませんで、その人の話を誰かに聞いたところ、その人はその Y さんが作ったトマトでなければ買わない。あるいは、その人が指導したところのトマトでなければ買わないとか、こういうふうに言われておりました。それで、その Y さんという人はやっぱり立派な指導員だと、こういうふうに言われたんですね。その人が辞めたというのは、極端に言えば小値賀町にとっても担い手公社にとっても大変な損失だと、こういうふうに私も思っております。しかしながら、そのあとはどういうふうにするのかと言われまして、先ほど言われたように、ちょっと若手の指導員とか普及所とか、そういったところに一応、お願いしてると。私は、その、どういうふうな理由で辞めたのか分かりませんですけども、自己退職と言われましたんで、その人をもう 1 度雇ってでも指導をする、あるいは指導員を養成する。そういったことをやっていかなければ、後々ちょっと、小値賀に対する、トマトだけではないんですけど、認識がですね、ちょっと鈍っていくのではないかと考えておるんですけども。指導というのは本当に大切なものでありまして、その人以上の指導員がここ最近出てくるのかなと、こういうふうにも考えておるんですけども、その指導態勢について

もう1度、確認の意味で、どういうふうに今後、考えていくのか、これは担い手公社に聞かないと分からないか分かりませんが、町長が分かる範囲内でお尋ねします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 先ほど、ある程度答弁もしておりますけども、要するにこれは自己の都合っていうものでして、小値賀におるわけですよ。農業も現実にしてるけど、給料貰いながらやるのは、もうちょっと難しいということで辞められてます。そういうことで、半年ぐらいでしたかね、は、続けて指導していただいたんですけども、どうしても、やっぱり自分の商売もあるわけですね。トマトを作ってることもありますんで、それとまあ、家庭の事情があります。詳しくは申し上げられませんが、そういうことで、我々が考えてた予定より2-3年早く退職をされております。その間に次の指導員を作るということで準備をしてたわけですけども、それが早くなったということで今のような状態になっております。そういうことで、担い手公社のことなんですけど、その当時私のほうが責任者でしたので申し上げますけど、今、新たに指導員作ってやっております。それは研修生の卒業生だと思います。彼がまだ、まだまだというのも十分承知をしております。先ほど小松さんの話が出ましたが、実は昨日小値賀に来てまして、たまたま船のところで会ったんですけど、「まあまあ、まだまだやな」という話でした。だから「早うちょっと指導してもらわね」という話でしたけど。先ほども答えておりますけども、県のほうにもお願いをしておりますんで、だから管理職クラスの人が来てくれると思いますんで、その人にまた改めて公社の指導員の指導も、それから場合によっては農協の指導員の指導もお願いをしたいということで、どうしても県のほうに「ベテランが欲しいんだよ」ということで言うておりますんで、計画とすれば、その人が来ていただいて、2年間かかって、農協の…実は農協にも指導員は、資格持つる人は、小値賀出身の女性の方ですけども、来てるんですけども、農協のほうでうまく活用が出来ていないということもありますんで、そこら辺の指導も含めてですね、やっていただこうということで、お願いをしております。だから我々にとっては、準備はしてたつもりなんですけども、少し早めに公社の指導員が辞めたということで、現状のような状況になっております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） そろそろ時間も少なくなってきましたんで、私なりにちょっと考えてみたことを言うてみますけども、私の知った人からはこういうことは聞かないんですけども、今まで言った質問はですね、私とあまり関係のない人とか農業関係の人、そういった方から聞くようになったんですよ。だから、そういう話が舞い込んでくるっちゃうのは、ちょっと私にとって驚きでも

あり異常でもあるなど。そして何かこう、変な、サインを出ているのではないかなど、こういう心配をするわけなんです。それで、先ほどから言ってますように、県及び農協、農業者、そういった方たちとも話し合いながら、物事を適正、的確に進めていただきたいと、このように申し上げまして、私の質問を終わりますけども、最後に総括というか、そういった意見を聞かせてください。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） ちょっと、立場があちこちあってややこしいんでしょうけども、町としましては、担い手公社単独で出来るわけでもありませんし、私、一朝一夕に出来るものではないと申し上げましたけども、小値賀町自体の中にも、職員にもおりませんので、適任者が、それで県のほうの実務経験者を派遣していただくということで考えております。だからそれを、だから先ほどちょっと質問ありましたけど、再雇用ということですか、もう 1 回来ていただくということは、それは事情は何も変わってないと思います。あくまでも自己の都合による退職でしたので、そのことは、採用は担い手公社のほうでやりますんで、私のほうではありませんけども、なかなか簡単にはいかない問題だなど思っております。だから、県のほうから来た方とも十分連絡を取りながら……。またこの指導員というのが多岐にわたります。そういうことで、午前中にも申し上げましたけど、県の普及員はそれぞれ専門職があります。ピーナッツに関して言いますと、去年 1 年間かかってピーナッツの指導に来ていただいて、県のほうから、月に 1 回ぐらいの頻度で来ていただいていますんで、ここら辺も県のほうに十分、事情は今でも話していますんで、そういう指導員を極力、派遣していただくように県のほうにも要望してまいりたいと思います。

議長（立石隆教） これで浦 英明議員の一般質問を終わります。

続いて、横山弘藏議員

6 番（横山弘藏） 私は、教育振興について質問します。通告のとおり、1 番目に教育長の豊富について。2 番目に総合教育会議の取り組み内容について。3 番目に高校存続、離島留学制度への問題・課題について、教育長に伺いたいと思います。

昨年 9 月の本会議において教育長に任命され、早 6 ヶ月が経過しています。吉元教育長は、昨年 4 月 1 日に改正、施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律のもとで、初めて教育活動に係わるこれからの小値賀町の教育行政の責任者であります。教育委員会制度が変わり、第一義的な責任者が教育長であることが明確になった今日、吉元新教育長としての抱負を伺いたいと思います。2 番目、3 番目の質問は、順を追って行いますので、まずこの新教育長としての豊富からお答えください。よろしく申し上げます。

議長（立石隆教） 教 育 長

教育長（吉元勝信） それでは、教育長としての豊富についてお答えをいたします。

昨年の12月に就任してから5ヶ月が過ぎました。この間の印象といたしましては、教育行政の幅の広さと、子ども園、それから学校など、子どもの命を預かる部署としての責任の重さを痛感しております。議員がおっしゃられましたように、法律の改正によりまして教育委員会制度が大きく変わる中で、本町でも10月から教育委員長と教育長の権限が一本化された新教育長制度となったわけですが、この趣旨としましては責任者を明確にして迅速な対応が出来るような仕組みとし、新教育長の役割として、教育委員会の会務を総括し、教育委員会を代表するというふうにされております。このような背景の中で新教育長の豊富とのことをございますけども、基本的には歴代の教育長さんが掲げております教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政の推進のために、長崎県教育方針、あるいは小値賀町教育方針、小値賀町教育努力目標に沿って進めていく必要があるというふうに考えております。また、これらに基づき、県や町の教育振興基本計画が策定されておりますので、計画に沿った形で現在、実績が高く評価されています本町独自の小中高一貫教育制度、これの推進や、心身ともに健全な子どもたちの育成を地域全体で支える、そういった活動をなお一層進めたいと考えております。教育長は大きな権限と責任を有することになりました。資質・能力向上のために一層の自己研鑽が必要とされておりますので、私も日々努力してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） そうですね。今度、新しい、せっかくですね、教育長に就任されて、国のほうもですね、教育行政の運営に関する法律が改正されております。こういった中である意味、新しく教育長として、以前の教育長とは違う責任とか、それから行政私案というか、教育のあり方について、ある程度もっと個性的な教育を目指すような考えをもっとはっきり言って欲しかったんですけども、今のを聞いていると、あまり今までの教育長と変わらないというかですね、国や県の方針に従って間違いなくやっていくっちゃうことなんだと思いますけども、今はですね、やっぱりふるさとに愛情を持つ、もしくはふるさとを理解して個性のある小値賀っ子というのを育てるっちゃうのが、やっぱり根っこにあるほうがいいと思うんですね。そういう意味においてもっと、積極的な教育長として小値賀町の子どもをですね、もっと野性味のある、都会の真似事ではない、しっかりした子どもを育てていくといったような、教育長独自の考えも聞きたかったと思っております。それもあって、さっきちょっと聞きたかったのは、最初に質問に立った松屋議員さんのですね、子どものあの壁画、

防波堤に描いた壁画をどうこうするという、子どものためにも、そしてお年寄りのためにも、なかなか良い仕事ではないか、事業ではないかということをお話しておりましたが、その中の答えにもですね、私が聞いていて非常に紋切り型な何も感動のない答弁やったと思うんですけどね、町長にしても。例えばこの総合計画なんかにしてもですよ、「心豊かな心の育成」とか「ふるさと教育の推進」、そういったことを明確に書いてますね。であればですよ、松屋議員さんの言ったような、社会性のある、またお年寄りとの交流もある、そういった子どもの心を豊かにする事業としては最適だと思うんですよ。そういったことに大して、なんというか、色んな枠組みを取っ払って、もっと自由な発想で教育を進めてほしいと私は思いました。そういうことに関して、吉元新教育長ですね、もうちょっと教育長として、何か独自性のある考えはないのか、もう1度お願いします。

議長（立石隆教） 教 育 長

教育長（吉元勝信） お答えいたします。

先ほども申しましたように、5ヶ月が過ぎたんですけども、なかなか教育行政というのが幅が広いなというところで感じております。そういう中で、思いのほか日々の業務をこなすというのに、今、追われているというような状況で、なかなか議員さんがおっしゃるような部分を考えるというのが、なかったというふうに反省しております。新教育長としての独自の考え方というものについて問われているということでございますけども、やはり41年間一般行政マンとしてですね、小値賀町の方々とか、色んな方から育てていただきました。そういう中で、やはり小値賀のいいところというのは、人同士が色んなつながりがあって思いやりがある、優しい、そういった部分がありますので、やはりそういうのは子どもたちもずっと継承していく必要があるだろうなと思うし、当然、小中高一貫教育の中でですね、そういうのも事業の中に盛り込んで推進しているところでもありますけども、その一方で、やはりつながりがあまりにも密になりすぎて、都会に出た時とか、そういった部分で競争、そういう大きな波に流されてしまうような面もあるというような子どもを考える中でですね、やはりそういう部分も少し、自分なりに考える中では、小中高一貫教育の中に盛り込んでいったほうがいいかなというふうに思ったりもしますし、少しずつ勉強しながら、自分の形といいますか、そういうのを学校教育、校長先生などとも話しながら検討させていただければなと考えているところです。

議長（立石隆教） 横 山 議 員

6番（横山弘藏） 確かに教育長の言うとおりの、教育っちゃんのはですね、とても幅が広くて、私もこの質問のためにちょっと色んなことを調べてみましたけども、本当に、一から十まで色んな分野で教育という言葉が出てくるのでびっ

くりしております。どっかのですね、外国の大統領にある人が「国づくりについて一番大事なものを 3 つ挙げてください」ということを質問したらですね、「一に教育、二に教育、三に教育。全て教育」ということを答えたそうであります。それほど、町づくりにおいても、それから今のように地方創生を謳われている時期においてもですね、人というのは出てきます。要するに教育ですね。小さい頃から小値賀町を本当に大切に思うような教育を積極的にやっていったほうが、私は、これから大人になってもこの小値賀町のために、また日本のために働く人たちが出てくると思います。そういった意味において、教育長もまだ就任して数ヶ月、そこまで自分の思いを掘り下げる時間がないということは分かります。しかしやっぱり、新しい教育制度の下で初めて就任した教育長です。今までの教育長とは違ってですね、能動的に、具体的に、教育に係わって、大いに今進んでいる小中高一貫教育をもっと発展させて、立派な子どもが出来るように努めて欲しいと思います。

続いてですね、分かりました。続いて 2 番目の総合教育会議の取り組み内容についてお伺いします。昨年 4 月に教育委員会制度が変わって、小値賀町においても町長が招集する総合教育会議が設置されたと思いますけど、これからの教育振興基本計画、教育大綱などの話し合いは成されたのか、その取り組み内容についてお尋ねします。よろしくお願ひします。

議長（立石隆教） 教 育 長

教育長（吉元勝信） お答えいたします。

総合教育会議についてでございますけども、これにつきましては、今回の地方教育行政改革の大きな柱の 1 つでございます。この仕組みといたしましては、首長が招集するもので、首長と教育委員会で組織されまして、主な協議、調整事項といたしましては、教育行政の大綱の策定、教育条件整備など重点的な施策、児童生徒等の生命・身体の保護等緊急対応、そういったものとされております。先ほど申しましたように、首長が招集するために、本町でもその事務局といたしましては総務課が主管課となっております、必要な資料等については教育委員会事務局のほうも一緒に連携して対応に当たるといふ、そういうふうにしております。本町では昨年 11 月 4 日に第 1 回目の会議を開催しております。総合教育会議設置要綱の説明や町教育大綱についての協議を行いました。大綱につきましては、具体的な方策よりも町としての教育の方向性を示しながら町教育振興基本計画の上位に位置するものにしたほうが良いと、そういうようなことございまして、内容を再度検討するというようなことでいたしております。また、その他といたしまして、各教育委員会からの意見を直接町長に行いましたが、そういった意味でも大変有意義な会議だったというふうに思っております。なお、教育基本計画につきましては、教育委員会の中で 1 年

間ぐらい検討を重ねながら、昨年2月12日に町長に計画を提出しております。そのため今回の総合教育会議においては、この件につきましては検討協議はいたしておりません。

議長（立石隆教） 横山 議員

6番（横山弘藏） 総合教育会議をですね、町長が招集してやるということは、これを作るきっかけになったのは、調べたところによると、どこかの子どものいじめですね、それが一向に解決されないと。そして毎年のようにこういった事件が起きておりますね。それで、教育委員会だけではすぐに対応出来ないといった色々な問題が出てきて、誰が責任を取るかと、そういう問題も出てきて、それで行政のトップである町長がそれに参加して、そして招集してこの教育会議を開かれるというのが今度、決まったわけですね。そういった意味において、小値賀町においても教育長の立場も大変重要でありますけども、西町長も小値賀町の教育行政についてはしっかり係わる必要があります。それで、こういった教育会議というのは、関係者ばかりではなくてですね、例えば教育委員会のメンバー、それから町長ですね、ばかりではなく、必要とあればそれ以外の一般の人その会議に招き入れて情報公開、そしてお互いの意見を聞いたり、総合的にこの計画もしくは大綱を作ることが出来るようになっていきます。今の教育というのはやっぱり閉鎖的というのがよく言われておりますので、小値賀町みたいな小さな町ではですね、やはり町民の声も、例えばPTAの関係者とか、それから保護者の皆さんとか色々な方をやっぱりたまには会議に参加させて、色々な意見を聞いて、小値賀町に合ったいい基本計画とか、それに教育大綱とかを作りたいと思います。その辺についてもう1度、教育長の意見を伺います。

議長（立石隆教） 教 育 長

教育長（吉元勝信） お答えいたします。

確かにこのたびの教育制度の改革につきましては、色々な課題がありまして、それで変わったというところがございます。当然、議員さんが言われましたように、迅速さ、機敏性に欠ける、色々な緊急事態があっても、なかなか対応がスムーズに行かなかった。そういうのもありますし、当然、先ほども言われましたように、地域住民意見の反映、そういったものが教育行政の中にうまく生かされてない。そういったものもありますし、第1問目のところにもありましたけども、権限と責任の所在が不明確で、教育長と教育委員長がいた、誰が責任を取るのか。あるいは教育委員会の運営についてもですね、審議が事務局から出された議案をただ審議して、それを承認するだけという形で、形骸化しつつある。色々な問題があって、新教育制度というふうに移行したわけでございます。お尋ねの、そういったいじめの問題とか、そういったものに対しても町

長と協議しながら、万が一あった場合にはすぐ対処出来るような態勢を今後、取っていきたいと考えておりますし、必要に応じてはこの総合教育会議の中にはですね、そういった地域の方々の参画も可能というふうになっておりますので、内容に応じた対応を、先ほども申しましたように部局が小中部局ではございますが、そこら辺は色々協議しながら、必要な時にはそういう対応を図っていききたいと、教育委員会サイドでは考えております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 小値賀町ですね、教育長は十分分かっていると思いますけども、町民憲章にはですね、「進んで学び、ともに伸びゆく心豊かな教育の町にしましょう」としっかり明記されております。これが小値賀町の教育の基本として書かれていると思いますけども、心豊かな、この心豊かなというのが一番のミソだと思いますので、教育長も心豊かな人間になってですね、今でも十分心豊かだと思いますけども、自分もそういったことを意識しながら、小値賀町のこの素直な素朴な子どもたちをしっかりと立派な、将来、社会人になるように、教育方針をしっかりと示して、教育大綱などもどこにも負けないようなのをちゃんと作って、これからの小値賀町の教育に邁進してほしいと思います。それには西町長の協力も必要だと思いますので、西町長もですね、よく協議を重ねて立派なものを作ってほしいと思います。次に、最後になりましたけども、最後に高校存続と留学制度について伺います。高校存続と離島留学制度の問題について伺いますけども、早稲田大学の過疎地域における高校存在の意義について、その実態調査による多くの高校存続の問題と取り組みが報告されています。子どもが安心して通学出来る高校がない地域は、子どもを育てる環境が良いとは言えないために、人口流出が止まらず、少子高齢化、過疎化が急速に進行すると言われております。それらを止めるためにも、出来る限りの高校存続のための対策が必要と思いますが、教育長としての考えを伺います。また、離島留学についても多くの過疎地が一生懸命児童生徒を確保するために取り組んでいる大きな事業であります。この離島留学制度についても吉元教育長の考えを伺います。よろしくお願いします。

議長（立石隆教） 教育長

教育長（吉元勝信） お答えをいたします。

高校存続、離島留学制度につきましては、よく勉強してから考え方をお示するというのが一番良いというふうには考えておりますが、現状でお答えいたしますと、まず高校存続問題につきましては、小値賀町全体にとっても大きな問題ではないかと思っております。例えば島外への高校進学を余儀なくされますと、経済的にも大きな負担といえますし、あるいは家族の生活拠点を島外の高校生と一緒に移転せざるを得ないというようなケースも出てくるというふ

うに考えられますし、最終的に本町を担う若者の流出に大きく係わってくると考えております。この件に関しましては以前、町長が一般質問でもお答えをしておりますが、やはりこういうような結果が想定されると考えております。更に、本町で一生懸命頑張っております小中高一貫教育を推進する上におきましてもですね、高校がなくなるということになりますと、これまで築き上げた基本的な部分が失われてしまうと、そういうようなことが懸念されると思います。「まち・ひと・しごと総合戦略」の充実の項目の中でも、高校とか、そういったものも含めまして、離島留学の調査研修が上がっております。既に総務課が中心となって、この調査研究会が検討を始めているようでございます。島外からの離島留学制度につきましては、色んな会議の記録とか参考資料を読ませていただきましたけども、なかなか簡単ではないと感じております。町としての受け入れ環境の整備、あるいは町民皆様の理解と協力、それから小値賀に来てもらうための色んな手段、例えば小値賀としての特徴、そういったものをですね、そういったことが不可欠のようでございまして、大変、難しい状況かなというふうに思っております。しかしながらこの離島留学制度につきましてはですね、やっぱり小値賀が今後、残っていくためにも重要なことだというふうに考えておりますので、教育委員会といたしましても、総務課と連携しながら検討を進める必要があるかと考えております。以上でございますけども、専門的な、細部に係わる部分に関しましては、次長から答えてもらうこともあるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） この問題は確かに多くの解決すべき問題がたくさん含まれていて、私も先ほど町長が別の件で言いました、何ですか、一朝、何やったっけ、一朝一夕ではなかなか解決出来ない問題だと思っております。それで別に教育長をここで問い詰めていじめる気はありませんけども、やはり町現実問題としましてもですよ、この場は、今のところ生徒数が20人前後で推移していきますので、私も今は安心して見てますけども、人口減少の割には子どもがしっかり生まれているなと思います。しかしやっぱり将来的に人口動態を長年に渡って追っていくと、やはりかなり厳しい時が来ると思います。その時に慌てて高校存立を県に一生懸命頼んでもですよ、今更、とといった返事も来るかもしれませんね。そういった意味において、やはり今の20人前後もしくは30人40人ですね、学校の能力からすれば、今でも少ないわけですね。それを少しでも維持するために、今からやはり教育長もですけども、町長もそうだと思いますけども、やはり高校存続は今、急がれる問題だと思うんですね。それで今、そういった高校存続について全国で、調べてみるとかなりの過疎地の学校、高校がですね、この存続問題に直面して、とにかくありとあらゆる努力をしているの

が伺えます。私がおもひなかち「へえ」と思つたのがですね、山形県の真室川というところの高校ですけども、ここではですね、新入生に10万円現金を支給するそうです。それからもう1つ、運転免許を取得する時の補助金も出すそうです。そういったふうに、現金を直接渡すぐらいにですね、子どもを引きとめようと、高校に入学させようという動きをやっている自治体もあります。また、有名な海士町においては、もう皆さんご存知だと思いますけども、寮費月1万2,000円を全額補助、それから食費月2万8,000円を、そのうちの8,000円を補助、それから旅費の半額、3万円が上限だそうですけども、その留学生の子どもに旅費まで支給すると。そういった子どもを立派な大学に進学出来るように、別に非常勤講師を5名、そしてそのうちの2人は町が人件費を負担するそうです。だからこういうふうに見ると、もう至れり尽くせりで、その自治体にある高校を必死で町民挙げて、町を挙げて取り組んでいるというのが伝わってきます。それで小値賀町においてもですね、色々、今、教育長の話によると総務課等も色々考えたり研究したり検討したりしているという事は分かりますけども、やはりこういう問題はしっかり教育長も係わつてですね、そして父兄の方にも必要であれば意見を伺つたり、そして生徒自体の、子どもの意見も聞いたりしてですね、立派な高校存続のための施策を生み出してほしいと思つております。本当に小値賀町の最高学府でもあるし、この高校生の若者が小値賀町に数十人いるというだけでも、小値賀町の活性化、賑わいになると思つています。そして、今度YAHOOでも取り上げられました、この小さい学校からですね、立派な大学にも行つている、社会人にもなつている。そういった、規模とか大小の関係なく、小値賀町はかなりマスコミの方にも認められております。これはさつきから教育長も言つております小中高一貫教育の効果も、そういった形で目に見えているのではないかと思います。そういうことから、これからはですね、小値賀町の高校存続のためにですね、町長なんかも始め、皆と一緒になつて、日々考え、努力してほしいと思つています。これは多分、待たなしの町の仕事でもあると思つていますので、県立といえどもやはりそこにある地域の方の思い、考えがやっぱり県にも伝わっていくと思つていますので、どうかこれからはですね、気を抜くことなくこの高校存続には努力してほしいと思つています。それから次の離島留学制度。これも調べてみるとやはり、小値賀と同じような立場にある自治体はですね、これをもって、あの手この手で努力しています。むしろ小値賀町はまだ何にもありませんけども、多分に遅れている政策だと思つています。やはり、例にとつてみるとですね、いっぱいありますけど、いっぱい取り上げたら混乱しますので1つ取り上げますけども、鹿児島県のトカラ列島ですか、そこの十島村。ここは離島の特色を十分に生かして、都会にない自然の温かさをもってですね、都会の子どもを受け入れております。そし

て里親制度として月 2 万 5,000 円から 2 万 2,000 円の下宿代というか、里親に迷惑料を払います。そして 2 人以上は 2 万 2,000 円ですね。小学生は 2 万 3,000 円から 2 万円。私はこういった離島が、生徒が少ないからとか小中学校の存続が危ういからとってですね、ただ単にそれだけで離島留学制度とか山海留学制度とか、そういうのをやっていると思うのは、これはちょっと浅い考えで、色んな、やっぱり調べてみると、都会の子どもがですね、こういった山とか海とか、要するに田舎でですね、生活をするというのは、心身ともにバランスの取れた子どもが育つと。そして大人になっても立派な社会人に成長するというのが、今、色んな文献で出ております。そういった意味にいうてですね、小値賀町もただ小中学校を維持するとか、そういった単純な、ただ町の賑わいを興すとか、そういったのも必要ですけども、もうちょっとこういったことを考える時には、都会の子どもの今の危機的状況をですね、救うといった大きな目的も掲げてですね、もっと積極的にこの離島留学制度を進めていいんじゃないかと思えます。ある西洋の学者によると、学級崩壊を起こすような子どもというのは自然欠乏症候群ではないかというふうに言われております。どうしても、自然の中で無条件に遊ぶことが、その人の人間形成に大きな影響を与える。そういうことが今、分かっているそうであります。よって小値賀町もですね、こういったことを自覚しながら、こういった離島留学制度とかを積極的に進めてほしいと思えます。その辺について教育長の考えを伺います。

議長（立石隆教） 教 育 長

教育長（吉元勝信） お答えいたします。

色々お話があったのでですね、なかなかまとめるのも大変かなというふうに思いますが、まず高校存続問題関係では、県のほうでも第 2 期長崎県の高等学校改革基本方針というのが出ておまして、平成 23 年から 10 年間の計画が示されております。それについては今年の 8 月に県のほうから説明に来られて、学校長とか PTA の方々といった方との話の中の要約を見てみますと、平成 32 年までは今のまま存続するという方向を話されておりますので、これで町の方々もですね、少し安心されているのではないかというふうに思いますが、逆に考えればあと 5 年ぐらいしかないのもうちょっと危機的な感覚でですね、我々も今後どうするかとか、存続するためにどうすればいいかとかいう検討を、やっぱり早急に対応すべきかなというふうに考えております。今のところ、年間 15 人前後で出生がっておりますので、今の状況でいけば高校は存続されるのかなというふうなことは思われますけども、しかしながらいつ、例えば転出したりとか、そういうのは分かりませんので、子育て環境も整備しながら子どもを増やす、そういう対策も合わせながらですね、進める必要があるかなというふうに思っております。ちょっと重なりますけども、やはり町としての対策

というか対応をですね、十分に町長部局とも検討しながら、そのためにそういうふうにするべきかというようなことは、早急に検討する必要があるかなと思っております。それからもう1点の、子どもたちの離島留学の件ですけども、先ほど言われましたように、やはり小値賀らしい特色といいますか、そういうのを作っていないと、簡単には小値賀のほうに呼び込めないかなというふうに思っております。小値賀でもし離島留学をするためには、そういう目的をしっかりとする必要があるので、都会の人たちがもし小値賀のほうに来るといようなことになるための方策というか、そういう基本的な理念はしっかりとすべきだと思っております。私も以前、観光の担当をした時に「子ども自然王国」という、町外から子どもたちを呼んで自然体験をしながら、その子どもたちを能力を伸ばすというような仕事をしたところがありますけども、先ほど議員さんがおっしゃられたように、やはり自然の中で色々、子どもたちが伸びる要素はあるんじゃないかと思えますし、1週間ぐらいの短期間ではありますけども、その中でもやはり子どもが少し荒れていたのが素直になって、そういう仲間とですね、行動をうまくいくようになるというように目も当たりにしておりますので、そういうような自然環境の特性というのも生かしたりする必要はあるかなと思えますが、これについてはやはり町全体でですね、こういう目的といいますか、そういうのをちゃんと打ち立てて、それで、やる場合には前に進むべきだろうと思っておりますので、何回も繰り返しますけども、教育委員会サイド、あるいは町サイドとも連携しながら、協議を図っていきたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 何度も「町長部局との話し合いを」ちゅうのが出てきますけども、大体、私もその高校存続とかですね、離島留学制度というのは、総合計画にもあるように執行部との話し合いもなされていると思えます。そこでですね、大体どの辺まで、執行部とそういったことが具体的に今、練られているのか、完全ではないと思えますが、分かっている範囲であればお知らせください。

議長（立石隆教） 教育長

教育長（吉元勝信） お答えいたします。

すいません、私の把握してる範囲に置きますとは、総務課で開催している研究会の中に教育委員さんも入っていただいておりますし、事務局のほうに職員も入っておりますので、そういうような中で、今、検討を始めたという状態という部分で、教育委員会としてもまだまだ本格的に取り組んでいるという状況ではないというふうに認識しております。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 町長部局の事務局として総務課のほうに取り組んでい

る部分がございますので、お答えしたいと思います。

離島活性化交付金という、国の新しく作った補助金のメニューの中で、当然、球出しとしてこの離島留学というのが非常に離島活性化交付金の目的に合うということで、調査研究を26年度から着手して、26、27と28年度までのおよそ3ヵ年で一応の報告書なり次のステップに進めるような計画書の策定をするというスケジュールで作業しております。26年度27年度につきましては、まず調査研究ということで、つい2-3日前も新潟のほうに小学校の教頭先生とうちの職員が調査研究に行っておりますけども、色んなところの離島留学の状況を調査して、県立大学の先生方にも入っていただいて、小値賀町の魅力ある教育とはどういうものかから始まって、どういうふうな形で離島留学を進めればいいのか、そういったことの報告書を28年度中には完成して皆さんに是非見ていただけるようなものを作りたいと思っております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 分かりました。この動きはですね、前、県立大学の山田先生からも少し聞いて分かってはいましたけども、3年間のうちに報告書を完成するということです。これもですね、絵に描いた餅にならないように、本当にあまり時間がないと思います。教育委員会の関係者もしっかり取り組んで、その報告書が形になるように、実行、私はもう実行あるのみと思います。色んな問題を解決しながら実行してですね、少しでも子どもたちが小値賀の学校で学べるように、計画を立ててやってほしいと思います。どうかよろしくお願いします。今の子どもはですね、自分の家の中に閉じこもってゲームばかりしておりますけども、ある大人がですね、「何故公園とか外で遊ばないの」と聞いたら、その子どもが「あの公園にはコンセントがない」と言ったそうです。ということは、公園に出て行ってまでもゲームがしたいのか、もしくはパソコンをいじりたいのか、よく分からないけども、現代の子どもはそういったレベルらしいです。小値賀の子どもにも結構、今、そういった子どもが居ると思いますけども、そういったことからですね、やはり自然豊かな、こういった小値賀町とか、日本全国の自然豊かなところで子どもを教育する、学校で学ばせるっちゅうのは、非常に今、意義があることであるというのは、もうはっきりしております。そういった意味においてですね、今、総務課長が言った計画がしっかり実行されるように私は望んでおります。最後になりましたけども、教育長ですね、何か1つ、自分としては、教育長の任期の間にですね、これだけは何かやってみたい、実行したいといったような提案、もしくは思いがあれば、ここで、別にそれを咎めはしませんのでね、何も出来なくても。一応、新教育長としてのですね、気持ちをもう1度お聞かせください。

議長（立石隆教） 教 育 長

教育長（吉元勝信） お答えいたします。

漠然とした感じではありますけども、やはり小値賀が持つる力というか、歴史にしても自然にしても文化にしてもですね、優れたものが小値賀にはあるというふうに思ってます。そういうのを子どもたちから理解してもらって、小値賀に自信と誇りを持って育つ、そしてそれが大人まで波及してですね、やはり、小値賀に自信を持てるような、そういう教育というか、そういうのが出来たらいいなど、ちょっと漠然とした感じですけども、そういうふうには思ってます。そういう流れが、やっぱり世界遺産とかそういったものにも繋がるかもしれないしですね、小さなものかもしれませんが、そういうものを再発見しながら、少しずつそれを自信に結びつけていくという、直接教育とは関係ない部分もあるかもしれませんが、そういう流れを教育の中にも少し入れることが出来たらなという感じがしております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） まず、教育長もですね、しっかり、小値賀町が教育にとっては素晴らしい地域であるということ、教育をする上では本当に恵まれた島であるということ、心底、自信を持ってほしいと思います。それをですね、私は何故そう言うかという、私の子どもは皆大人になりましたけども、中学生の頃に、食事をしている時に子どもが言ったことを思い出します。先生がですね、転校してきた先生が、都会からですね、自分たちよりも先生が変わると言っていました。その先生の言動も変わるし、穏やかになるし、そういう話を聞いているとですね、むしろ先生が子どもから癒されてるんですね。そして知らず知らずのうちに子どもから先生が教育をされているんですよ。私も現実、体験したことがあるんですけども、私の家にある校長先生がですね、名刺を頼みに来ました。そしたらその先生が目が空ろなんですよ、校長と言いながら。体格は良い男の校長先生でした。佐世保のある中学校から教頭をしていたところから今度は小値賀に来たという話でしたけども、そういった色々な世間話は、一緒に付いてきた奥さんがするんですね。その本人の、今度新しくなった校長先生は黙って、私が見た感じ、体格も良いしガタイも大きいし、なのに何か目が空ろで何も語ろうとしないんですよ。で、私は不思議に思ってたんですけども、後日聞いたらですね、後日といってももう相当、もう転勤前の話ですよ。その校長先生が全く人柄が変わったようになってですね、離島センターで公演までして帰っていった校長先生ですけども、聞くところによるとですね、やはり私の見た目は正しかったようで、小値賀町に来る前にですね、佐世保の中学校で大変苦勞したそうです。PTAとの交渉、それから警察との交渉、生徒との話し合い、とにかく板ばさみになってですね、精神的にかなり参っていたようであります。しかしその先生が小値賀に赴任して校長になってからは、みるみ

る顔つきも変わってですね、目も澄んできて、それは何故かっていうとやっぱり、小値賀の環境、子どもたちに癒されたといことをはっきり言っていたということでもあります。挨拶はちゃんとするし、先生に立ち向かって変な問題を起こす子どももいないし、校内暴力もないし、多分その先生は初めて教育をする実感を味わったのではないのかと思います。そういった、私も知っている話でもそういったことがありますし、子どもたちも言っている、先生が段々変わっていくという話もですね、それはやっぱりどうこうじゃなくて小値賀の持っている本当に優しい人たちのそういった環境が、自然環境も一緒ですけども、人を変えていく力があると思っています。どうかですね、そういった意味において、小値賀での留学制度とか高校存続の問題も、しっかりした自信を持って取り組んでほしいと思いますので、新教育長もこれから色々、本当に幅広い分野でありますけども、子どもたちのために一生懸命努力、そして頑張ってもらいたいと思います。ただあの小さい教育長の部屋に閉じこもって、ちまちまする仕事ばかりせずに、外にも飛び出して、学校にも行って、色んな人と係わってですね、生きた教育行政をしてほしいと思います。最後にもう1度教育長の決意のお言葉を聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（立石隆教） 教 育 長

教育長（吉元勝信） 色々ご助言ありがとうございます。色々考える中でですね、私もやはり同じようなことをちょっと考えてます。というのはですね、教育長になって3年間の中で、教育行政をやらせてもらう、そういう期間の中で、逆に自分がどのように変わるかとかいうか、そういうのをちょっと目標にしながら頑張ってみたいと思っています。というのは、先ほど言われましたように、教育行政が持つ力で、自分が今考えていることが変わることもあるでしょうし、当然、私も色々な方と接する中で、役場行政の中でも自分の考え方が変わったというきっかけがやっぱり何回かありましたので、そういうようなことに、この教育長在任中もさしていただきたいなと思っています。学校とかそういうところにも色々出かけまして、現場の人たちの話も十分に聞きながら教育委員の方々とも話して、今後より良い町の教育行政を進めていきたいと考えております。今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

議長（立石隆教） 横 山 議 員

6番（横山弘藏） 大いに期待しておりますので頑張ってもらいたいと思います。それと先ほどの、松屋議員のおっしゃった壁画の問題などもたまには県と喧嘩してもいいからですね、事後承諾でもいいと思いますよ。絵を描いたあとに「塗りました」と。教育委員会は、多分、県は何も言わないと思います。そのぐらいの、少し破れかぶれみたいな、子どもから好かれるような教育長になってほしいと思いますので、頑張ってもらいたいと思います。以上、終わります。

議長（立石隆教） これでは横山弘藏議員の一般質問を終わります。

続いて、末永一朗議員

3番（末永一朗） 今回、私は独居老人対策について質問をいたします。

本町においては、高齢化率が45.1%で、独居老人も331名余りと聞いております。高齢化が進む中で独居ベルなども施策しておりますが、まだ万全ではないと考えております。何としても人と人の繋がりや命を救うことになると思います。確か、3年前ぐらいだと思いますが、2名の方が事故に遭って悲しい思いを聞かされました。それから数年経って、少し何もなくて悲しいことは聞かなくなり安心しておりましたところ、残念なことに先月中頃、1の方が亡くなっているのが2日目に分かり、本当に悲しさに堪えません。だれにも看取られず、突然1人でこの世を去るということは虚しいことです。何とか施策を考えていかなければ、高齢化が進む中で、いつどこで何が起こるか分かりません。

今日では、民生委員の方が主体となって活動しているように聞いておりますが、本町においては10名の方が居るように聞いております。民生委員も地域的に限られているので、なかなか目が行き届かない面もあると思います。個人的な見解ではありますが、福祉の方が週に3回か4回か弁当の配達をしているように聞いておりますので、そこら辺で一声かけてもらうというのも一つの方法じゃないかと思えます。また、地域の会長さんをはじめ、地域の方々の協力を含めて取組んで行かなければ孤独死は防げないと思えます。

そこで、行政として孤独死ゼロを目指す何か施策があれば、伺います。

再質問は、質問席で伺います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 独居老人対策について、末永議員のご質問にお答えをいたします。

小値賀町における独り暮らしの高齢者、いわゆる独居老人の世帯は、養寿園等の施設入居者を除いた2月末現在で、280世帯となっております。施設等入所を除く、世帯に占める割合としましては、23.1%となりまして、およそ4世帯に1世帯は独居世帯ということになっております。高齢化率もご案内のように45%を超えております。そういうことで、今後も増え続けることは容易に推測をできるところでございます。全国的に見ましても、少子化、未婚率の上昇など様々な事情から家族と世帯を共にしない高齢者が増えておりまして、その中で多くの高齢者が直面しているのが社会からの孤立や孤独死の問題であると思えます。それでは、どうして高齢者は孤立してしまうのでしょうか。議員はどのようにお考えでしょうか。私が考えるには、家族の会話が電話やメールを含んだとしても、ほとんど無かったり、地域で暮らしていても近所づきあいが無かったり、あったとしてもあいさつ程度であまり地域との接点が無いことが

原因ではないかと思えます。

さて、本町における 1 人暮らしの高齢者対策ですが、先ほどご案内もありましたように、独居ベル設置事業がございます。これは 1 人暮らしの高齢者に対し非常ベルを設置するというので、緊急事態の発生を通報し、安全な日常生活の確保を目的とはしておりますものの、2 月末現在で、「たった」と申し上げていいかもしれません、18 名の方が設置しているに留まっております。何が原因なのでしょう。一般質問を受けまして感じたことは、これだけ対象者がいるのに新たに付けていただきたいとか、付けてくださいという要望も上がってこない。この原因を早急に担当では調査すべきだと思います。

次に、食の自立支援事業を実施しております。これも先ほどご案内がありました。ボランティアの皆さんのご協力を得て実施しております。配食サービス時に配達員による安否確認を実施をしております。これも 24 名の方の利用に限定をされております。その他に民生委員の職務としての活動があります。本町においても 14 名の民生委員がおられ、12 月までの活動報告によりますと、民生委員さんの訪問回数は述べ 900 回を超え、子どもに関すること、障がい者に関すること等について、相談や支援が約 100 件もあるようでございます。そのうち、高齢者に関する相談、支援は約 7 割の 68 件となっております。町としまして、民生委員の皆さんの日頃の地道な活動に対しまして、改めて敬意と謝意を表したいと思えます。しかし、独居ベルにつきましては、固定式であるため、多くの問題点もあります。配食サービスや民生委員の活動は日中の昼間の活動でもあり、毎日でもないことから、夜間時の対応が一番の課題となっていると思えます。実際、最近の事例でも、休日に事故が発生しておりますので、ワンストップでの 24 時間対応の態勢づくりが急務であると考えております。総務文教厚生常任委員会でも担当者から報告したと思えますが、最近の緊急通報システムを導入しております熊本県の天草市を視察し、本町にその事業がマッチするかどうかを含めて現在検討をしております。現時点では、システムの導入や機器の購入等に多額の費用がかかるのと、佐世保市や佐世保市消防局、同関係自治体との協議が必要となることから、早急の対応は難しいかと今考えているところです。そこで、孤独死対策としましては、地域で 1 人暮らしの高齢者を孤立させないことが重要であることから、まずは近隣住民や町内会などによる地域支え合い運動、活動の活性化によりまして、地域コミュニケーションづくりに取り組むこと、2 つ目には行政や町内会等が把握できないケースもありますので、郵便局等の個人宅を訪問することを生業とする事業者の協力をいただくこと、3 番目に孤独死、孤立死等の恐れがある世帯をいち早く発見できる見守り態勢の構築、この 3 点を現場であります福祉事務所では考えているところでございます。これまで、本町の発展に大変ご尽力いただいた人生の先

輩たちが臨終を迎える際に誰からも看取られない、1人で寂しく亡くなられるということは、本当にしのびないことで心が痛みます。これからは、先にお答えしました3つの項目について、早急の実現を目指したいと考えております。またこのほか、議員におかれましても、良いお考えがありましたら、ご教示方をよろしくお願いをいたします。以上でございますが、細部にわたる再質問がございましたら、担当から答えさせますので、よろしくお願いをいたします。

3番（末永一朗） 町長の言うとおりに、なかなか難しい問題だと思います。

また、常日頃の対話が一番やっぱり主と考えております。それで、民生委員の10名というのは、国の管轄で、厚生省の管轄と思いますが、国からの人数は割り当てになっているのでしょうか。そこら辺をよろしくお願いします。

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

民生委員の定数につきましては、国の厚生省の方から定数の配置の基準というのがありまして、町村においては、70人から200人までの間の数の世帯員ごとに民生委員、児童委員を1人置くというふうになっておりますので、小値賀町におきましては、70人から200人までの間でいくと、35人から12.5人の間で人数を決めて配置するということになります。この人数については、県の条例で決めることになっておりますので、一応、県のほうから町のほうにどのくらいですということと言われておりますので、以前から小値賀町は14名ずっと民生委員を配置しておりましたので、現在、今14人ということになっております。

3番（末永一朗） これは、個人的な考えで、もし市町村で勝手に人数をされるなら、もう少し増やしたほうがいいんじゃないかと思ったものだから、質問したわけでございます。ありがとうございます。

やっぱり、聞くところによると民生委員もなかなかね、忙しかもんやけん、なってもらいたい人がなかなか少ないと、難しかつつおと地域的に聞くんですよ。というのも、手当も少ないし、半分はボランティアのような感じでやっているもんだから、なかなか次の人に、今度は11月かね？今度変わるとが。次の人に委ねるのがなかなか大変ですよということも聞くものだから。しかし、やっぱり何とかせんば、孤独死とか防がなければいけないのだから、やっぱり民生委員に極力頑張ってもらいたいと思っております。先ほども町長も述べたもんで、再質問がしにくくなったんですけども、最後に提案ですけども、前から話の出ているですね、愛の声掛け運動。愛の声掛け運動といって、さっき町長が言った郵便局とか、宅急便とかと提携してですね、近回りに配達に行った時には、一声、「どうですか。変わりはないですか。」というような、声掛け運動ができないものか、そこら辺の答弁を聞いて、終わりたいと思います。

町長（西 浩三） まず、前段のお話なんですけど、民生委員さん。確かに大活

躍していただいております、大変恐縮しているところでございます。そういうことで、数を増やしたいのはやまやまなんですけども、先ほど議員も言われたように、今の現在の人も代わりたいのに次の人が見つけきらんという状態でございます。それで、これは仕事の内容がきついからだろうと思うんです。そういうことで、お金の問題だけではなさそうなもので、なかなか手を出すところが難しいところがございます。ただ、少し離れるかもしれませんが、現実的にこの孤独死等に一番最前線に対応できているのが、今のところ民生委員さんではないかというふうに思っておりますので、ここでもう少し頑張ってください方法を考える必要はあるかなと思っております。そういうことで、今度、民生委員さんが代わる、交代時期がきていますので、そういうところの会議にもちょっと出かけていきまして、皆さんの意向と、それからここに居られる議員さんたちも皆そうだろうと思いますが、何とかもう少し増やせないかという考えもあろうかと思っております。ことで、今、そういうことを考えております。

また、もう一つ、いろいろな相談業務が町内に幾つあるのかという話をして、まだ数え切れてないんですけども、心配事相談、何とか相談といっぱいありますけども、そこら辺の窓口を出来れば一つにして、電話で受け付けるとか、用件だけまずは受付けたら、それぞれの適当な適任者をお願いをする仕組みを作ったらどうか。民生委員をされたこともあるでしょうし、議会の委員長さんとして、心配事相談室に出かけられていると思っておりますけども、あれなんか、現実に調べてみると、ものすごく相談者の数も少ないということも聞いております。それからまた、それぞれの課に大体何とかな相談窓口というのが設けられておりますので、よろず相談所みたいなセクションが一つ要るんじゃないかなという感じがしておりますので、これも当初予算には組み込んでおりませんので、研究をさせていただきたいと思っております。それとまた、最後にありました、郵便局等とは何とか協定を結ばせていただいて、他所の町でもやっておりますので、今まで以上にちょっと声掛けを進めていただきたいと思っておりますし、各団体にもこういう事情ですので、町としても先ほど言いましたけど、何とか新たなシステムが構築できればと思っておりますけども、かなりの費用が要するというだけしか聞いておりません。現実的にどの程度の予算が要するのか、その手当はどうなるのかということもまだ聞いておりませんので、28年度中にある程度の方向性が出せるように頑張っていきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

3番（末永一朗） いろいろ大変ですけども、お互いに協力し合ってですね、ゼロになるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。質問を終わります。

議長（立石隆教） 以上で、一般質問を終わります。

しばらく休憩します。3:34:53

— 休憩 午後 3 時 04 分 —
— 再開 午後 3 時 15 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

日程第 8、議案第 1 号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 1 号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由をご説明をいたします。

地方税分野における個人番号・法人番号の利用について、各税目の個別手続等については、平成 27 年 10 月 2 日付け、総務省自治税務局の各課長連名通知がありましたが、平成 28 年度与党税制改正大綱において、一部の手続きにおける住民番号の利用の取り扱いは難しいということで、見直しの方針が示されたことを踏まえ、平成 27 年 12 月 28 日に公布され、平成 28 年 1 月 1 日の施行とされております。これに伴いまして、早急に小値賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法 179 条第 1 項の規定により、12 月 31 日付で、本条例を専決処分した次第でございます。

今回の改正は、既に改正が示された内容から、法人関係の申告書・変更通知書・納税通知書等について見直しがなされ、平成 28 年じゃなくて 29 年以降に先延ばしになったことによるものでございます。以上のことにより、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、今回の議会開催にあたり、これを報告し、承認を求めるものでございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い致します。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 1 号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 9、議案第 2 号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 2 号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、提案理由のご説明をいたします。

総合事務組合の構成団体でありました北松南部清掃一部事務組合が平成 28 年 3 月 31 日をもって解散することになり、組合から脱退することになりました。脱退による本組合の規約を変更するに当たり、地方自治法第 290 条の規定に基づき、構成市町の議会の議決が必要となりますので、本案をご提案するものでございます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 2 号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体

の数の減少についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第3号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第3号、町長・副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の提案理由をご説明いたします。

特別職や町議会議員の報酬につきましては、有識者からなる特別職報酬等審議会にお諮りして、意見を聞いた上で見直すことになっておりますので、先般、議会議員及び3役の報酬について、一般職の職員の給与が、特別職を上回っていることから、改正の必要がないか諮問しました。その結果、県内の他の町と比較して報酬が低いことや、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員長が廃止され、教育長が兼ねる形となったことなど、教育長の責務が増加していることなどに鑑み、教育長の報酬だけを上げるべきという答申をいただいております。答申を受け、庁内で協議しまして、今回、月額47万6,000円を48万6,000円に引き上げるよう、ご提案するものでございます。

よろしくご審議のうえ、適正なご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山議員

6番(横山弘藏) もしよろしければ、県内の教育長の、今、最高額はどのくらいか。そして最低額はどのくらいか。ちょっと比較したいと思いますので、お知らせください。よろしくお願いいたします。

議長(立石隆教) 町 長

町長(西 浩三) 最低は小値賀町でございます。当然ですけど、47万6,000円。最高は長与町、65万1,000円でございます。

議長(立石隆教) 横山議員

6番(横山弘藏) 一番安いということで、少しびっくりしておりますけれども、

確かに今回、教育委員長も併せ持つ教育長でありますので、この金額はむしろ少ないくらいではないかと思えますけども、妥当ではないかと思えますので、私はこれでいいのかなと思えます。以上です。

議長（立石隆教） 今質疑の最中ですので、意見を述べる場ではありません。

ほかにありませんか。

今田議員

1番（今田光弘） ただ今、数字を出していただいたんですが、僕の見間違いなのかもしれませんが、佐々町の教育長は、僕の調べたところ佐々町の例規集を見ると47万円になっていて、小値賀町が47万6,000円ということで、一番低いのは佐々町と認識、僕はしてるんですが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） これは最近、改正をしております、57万5,000円に、佐々町のほうはなっております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

7番（宮崎良保） 特別審議会を開催したと聞きましたけども、この中で町長の報酬等についての意見はなかったのですか。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） ちょっとお答えが困るんですけども、結局ですね、私たちとしましては三役級自体の改正も含めて諮問をしたんですけども、まあ分かりやすく言えば町長と副町長はいらんということだと思いますけども、その時、ついでに申し上げますと、議会に関してもどうかと話をしておりますけども、それも必要ないということのようでございまして、先ほど読み上げました理由が答申書に付いて帰ってきたので、我々もそれ以上に上げるということはやっぱりおかしいよ、という考えがあるものですから、そのままにして、答申を尊重するというので提案を申し上げた次第でございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号、町長・副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号、町長・副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 4 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 4 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の提案理由をご説明いたします。

改正の理由としましては、平成 27 年の夏に行われた人事院勧告、地方公務員法の改正等を受けまして、所要の改正を行うものでございます。

人事院勧告でございますが、今回の勧告では、公務員給与と民間給与の比較で 0.36%程度、公務員のほうが下回っているため、月例給の引上げを行うものと、もう 1 つボーナスについても、民間が公務員を上回っていることから引き上げるといふもので、双方の引上げ勧告は 7 年ぶりとなっております。

次に条文の内容説明ですが、議案書と新旧対照表でご説明いたします。

議案書の一番上のページですけれども、改正第 1 条関係ですけれども、平成 27 年度からの条例改正でございまして、18 条第 2 項は、新旧対照表では 47 ページの一番上に、1 ページ目にありますけれども、期末手当の率を 0.1 月アップする改正と、それに伴いもう 1 つは給料表の切替でございまして、給与表は対照表では、43 ページまで亘って付いております。

議案書に戻っていただきまして、附則の第 9 項は 6 級に在職する特定職員に係る規定でございまして、月例給については、4 月に遡ることになりまして、ボーナスについては 12 月分で調整する形となります。

別表第 1 から第 3 につきましては、アの行政職給料表(1)から議案書の 22 ページまで 第 2 条の上まで月例給の引上げに係る給料表の差替えでございまして、上げ幅は、若手職員に厚くベテラン職員に薄くなっております。

次に議案書の 22 ページをご覧ください。

この改正第 2 条関係でございまして、これは平成 28 年 4 月 1 日からの改正でございまして、別表第 4、改正第 3 条第 2 項関係ですけれども、地方公務員法の改正もあり、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる「等級別基準職務表」を給与に関する条例で定める必要が出たため、現在は規則で対応しておりましたけれども、条例に明記するものでございます。

次の第 4 条第 7 項は、国の勧告に基づきまして、基本的に 55 歳で昇給を停止

するというものでございます。

第12条第2項は、他の条例改正との整合のための文言訂正でございます。

18条第1項の改正はボーナスで、勤勉手当を6月と12月を100分の80に揃えるものでございます。

附則の第9項は、先ほどの説明と同じく6級職の特定職員に関する同じ扱いでございます。

議案書24ページ附則に、この施行日と適用日、それと委任を決めております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今田議員

1番（今田光弘） 勤勉手当ですが、たぶん人事院勧告では、たぶん成績率ですか、4つに分けて、勤勉手当というのは通常は今、評価されてそれが影響すると思うんですが、小値賀町の場合その勤勉手当というのは、どういう形で算定というか、評価しているのでしょうか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 小値賀町においては、勤勉手当は、休職等を除けば、現在までのところ一律で支給しております。平成28年度から人事評価制度が入りますと、そういったものに対してもきちんと評価するようになっておりますので、今後、そういったことが評価によって率が変わるということも、今後のことになると思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 第5号、職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)の提案理由をご説明いたします。

改正の理由としましては、人事院勧告の中に、多様な生活スタイルに対応する働き方、いわゆるフレックスタイムの積極的な導入に関する部分があり、これまでは研究職等の一部の専門職に限定的に適用されていたものを原則として全ての職員に拡充しようとするものでございます。併せまして、1週間の勤務時間が40時間のまま条例が変更されていなかったため、今回、実態に合わせ改正をしています。

それでは、参考に新旧対照表を添付しておりますので、そちらで説明いたしますが、第2条は、1週間の勤務時間を現行の38時間45分にするものでございます。

第3条3項で、フレックスタイム制の導入により、割振りの自由度を高めて、帳尻として週当たり38時間45分の勤務を、認めるというものでございます。

更に4項は、介護離職等の問題もある中で、更にそういったケースへの配慮を追加しています。

第5条、第8条、第15条は、改正により影響が出る週休日の振替や、時間外勤務代休時間、介護休暇の規定の文言調整でございます。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮 崎 議 員

7番(宮崎良保) 今回の改正で、そのフレックスタイム制を拡充するというところでございましたけれども、非常に私は、前の職からこの制度について関心を持っておったところです。これについて、改正はなったものの、小値賀町でこれを実行するのかどうか、その辺の考えを伺いたいと思います。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

基本的には、このフレックスタイムの制度が出来たからといって、そういうふうになるというふうには考えておりません。やっぱり小値賀町の町民の生活スタイルに合わせた格好ということになりますと、なかなか、例えば昼から出てきて夜遅くまで役場を開けるとか、そういった問題になりますと、却って効率が悪くなるのが想定されますので、仮にそういう必要があった時に、もしくはそういう条件じゃないと働けない職員が出てきた時に、そういうことが出来るというふうには考えております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

7番（宮崎良保） 当面は考えていないといことで認識してよろしいと思いますけど、やはりこれからですね、小値賀町においても様々な生活スタイルが、変わりつつあると思うんですよ。そうした中でやはり、役場の職員とはいえ、このフレックスタイムの必要性が将来的に出てくるのではなからうかと私は思いますけども、将来的にも全くないのか、もう1度、すいません、お願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 勤務時間、休暇等に関する条例に謳ってあるということで、きちんとこの条例を遵守する範囲内においてはそういったことが可能になると考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

横山議員

6番（横山弘藏） この時間がですね、45分とか、意外と細かい数字で気になるんですけども、見るところ小値賀町役場は、タイムカードっちゅうかね、出勤タイムカードみたいなものないようだし、誰がどのくらい働いたのかなっちゅうのは、もう自己申告でやるわけですか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 通常、7時間45分っちゅうのは朝の8時半に始まりまして、5時15分に就業時間が終わります。当然、8時半にはチャイムが鳴って5時15分にもチャイムが鳴ります。そういうことで、お互いに職員同士、きちんと誰が来ている、来ていないというのは把握できますので、上司が、それに遅れれば遅刻ということできちんと指導をしますし、通常の出勤簿はきちんと毎日打つようになっておりますので、出勤簿で管理をしているところでございます。また、時間外につきましては、上司に時間外の命令をもらった上で時間外勤務をするというふうに、ちゃんと書類上、きちんと形をとっておりますので、そういったことでないと、本人が自分が居残り、例えば仮にさばけないでちょこっと残ったりする時間といったものにつきましては、通常は形に出てこないところでございます。

議長（立石隆教） 今のは、「フレックスタイムを活用する場合はどういうふうに計算するのか」ということも含んでるんじゃないの？今の質疑は。それ

も合わせて答えてください。

総務課長

総務課長（中川一也） フレックスタイムが実際に運用されるようになると、その辺につきましては今の時間外勤務のような形のほうが現実的に近いのかなと思います。きちんと上司の許可をもらって、それを当直者が確認するなり、もしくは同僚というか上司が確認するなり、そういった形できちんと時間を把握するような形になろうかと思います。通常のチャイムと違う時間に働くということになりますので、その時にまたきちんと細かいところを決めないといけないと思いますけれども、そういった感じかなと、今は感じてます。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） ちょっと、何で 38 時間 45 分かということには答えてないかと思いますが、これはさっき 8 時半から 5 時 15 分までと言いましたけど、昼休みが 1 時間入ってますんで、だから前は実際は 5 時に帰ってたんですね。それが 5 時 15 分までで昼間 1 時間抜きますから、それで 7 時間 45 分となるんです。だから 5 時 15 分までいなければ 7 時間 45 分にはならない仕組みになってます。だから 5 時 15 分前に帰った職員がおれば、「ちょっと早く帰ってるのかな」と思って結構です。

議長（立石隆教） 今田議員

1 番（今田光弘） 今の話でちょっとやっぱり気になったのは、もしフレックスタイムが導入され、実際導入されるわけですけど、フレックスタイムを申告してその人が、例えばフレックスタイムで 1 時間早く帰る、1 時間早いシフトになった場合に、町民が「あの人は先に帰っちゃう」とか、そういう目もあると思うんで、その辺は慎重にやらなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 今、今田議員がおっしゃるようなことが、町民にそういう誤解を招かないように、そういったフレックスタイムの、実際に運用が始まる前には、運用というか、そういった事例が出る前には、きちんと住民の皆さんにも広報をかけて、そういうことがないようにしたいと思います。

議長（立石隆教） 今田議員

1 番（今田光弘） 実際に、例えば今、朝の 8 時半から 17 時 15 分までということですけど、それを例えば、コアタイムさえある程度長く使っていれば、最初の朝も一部の人が 15 分早く来ることで役場の窓口が開く。あるいは 15 分遅らす人がいれば、それで 15 分役場の窓口が開くとか、色んな活用の方法があると思うんです。逆にコアタイムを短くすることによって育児とか介護に携わっている人が働きやすくなると。その辺、本当に小値賀の中での一番の企業ですから、うまく積極的に使ったほうがいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

うか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 総務課の職員の人事管理をするところにおいては、あまりそのフレックスタイムが、あんまり大きくなると、結構混乱するかなというふうに感じております。出来れば時間というのは、決められた時間に庁舎が開いて、決められた時間に閉まるというのが必要だと思いますし、例えば仮に15分早くして15分遅くすると、当然、庁舎の電気代とか何とかも含めまして、明らかに経費増になります。そういった意味では、住民のニーズがそこにはつきりあって、朝、例えば8時から8時半の間に多くの人が駆けつけてくるような、そういう役場であれば、当然、それは既にそういう形になっているべきであらうと思いますし、そういったことにおいては、これの運用はやっぱりそんなに大々的に進むというふうには、あまり思っておりません。日本全国の自治体が、恐らくこの条例を殆ど皆さん、上げられるということになりますので、そういった中でですね、例えばとてもいい状況の、そういう運用がされているところがあれば、是非参考にしていきたいと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号、職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり決定されました。

お諮りします。

日程第13、議案第25号、小値賀町文化財保護条例の一部を改正する条例（案）及び日程第14、議案第26号、小値賀町文化的景観保護推進条例（案）は、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 13、議案第 25 号、日程第 14、議案第 26 号を一括議題とします。

議案第 25 号、議案第 26 号の提案理由の説明を求めます。 町 長
町長(西 浩三) 議案第 25 号、小値賀町文化財保護条例の一部を改正する条例案と、第 26 号、小値賀町文化的景観保護推進条例(案)について、提案理由のご説明をいたします。

説明の都合上、大変申し訳ありませんが、26 号から説明をさせていただきたいと思います。

26 号、小値賀町文化的景観保護推進条例案につきましては、本条例案は、本町における文化的景観の保護に関しまして、これまで基本となる条例がありませんで、今後、本町独自の文化的景観を保護して行く上で重要な事項を条文化し、後の時代に継承していくための条例の制定が主な理由であります。本町におきましては、これまで景観条例も制定をしておりますが、歴史・文化・日常における生活の中で築かれた文化的景観が重要視されるようになり、国においては、この文化的景観に関する補助事業も、実施されているところであります。

今回、国は、地方自治体が行う重要文化的景観に関する事業補助金の交付に加えて、所有者が個人であっても、自治体はその事業に対して補助金を交付する場合は、その自治体の補助金に対して、国も補助することを決定しています。

今回の条例の制定は、この国の補助金制度の見直しがあったことを契機としまして、町として文化的景観における各種行為について、町としての考え方を明確にするため、条例の制定を行うものであります。

なお詳細につきましては、後ほど担当より説明させますので、よろしく願いいたします。

次に議案第 25 号、小値賀町文化財保護条例の一部を改正する条例(案)の提案理由をご説明いたします。

今回の一部改正は、第 26 号に関係するものでありまして、「文化的景観」の定義づけを行う必要があることから、国の文化財保護法における定義を本町の条例に明確に謳うため、今までありました小値賀町文化財保護条例の一部改正を行うものでございます。

これも詳しくは担当より説明させますので、よろしくご審議の上、適正なご決定をいただきますようお願いいたします。

議長(立石隆教) 教育次長

教育次長(田川幸信) 議案第 25 号 小値賀町文化財保護条例の一部を改正す

る条例案について、ご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

第 2 条、文化財の定義については、現在の条文では 1 号から 4 号まで各文化財の種別ごとに記載していますが、上位法の文化財保護法第 2 条第 1 項の中で第 1 号から第 5 号までで記載されておりますので、その中の有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物及び文化的景観であることを定義づけとして改正をいたしております。

第 5 条、指定については、第 5 項を除く、第 1 項から第 6 項までで、語句の追加、削除について下線部分のとおり改正しております。

第 20 条、指定の無形文化財では、第 1 項で下線部のとおり語句の訂正と追加。

同じく第 26 条、指定の民俗文化財では、第 1 項で下線部のとおり語句の追加を行い、条文の整合性を整えております。

附則として、本条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

以上で、議案第 25 号、小値賀町文化財保護条例の一部を改正する条例案の説明を終わります。

続きまして、議案第 26 号小値賀町文化的景観保護推進条例（案）についてご説明いたします。

第 1 条『目的』は、本町の文化的景観の保護に関する基本的な事項を定めることにより、個性豊かな町づくりを推進することを目的としております。

第 2 条『定義』は、第 1 項で「文化的景観」の定義は先ほどご説明いたしました議案第 25 号でご提案しております小値賀町文化財保護条例第 2 条に規定した「文化的景観」とし、第 2 項で「重点景観計画区域」として、小値賀町景観条例第 7 条第 3 項に規定するものとしております。

第 3 条『文化的景観保護推進区域の指定』は、小値賀町景観条例に規定する重点景観計画区域を指定することが出来るといたしております。第 2 項として、指定しようとする場合は小値賀町文化的景観保護推進審議会に図ることを謳っています。第 3 項では、文化的景観保護推進区域を指定する場合、必要がある場合は住民説明会等により意見を聴くことを、第 4 項では指定区域の告示、第 5 項では告示による効力の発生を明記しております。第 6 項では、文化的景観保護推進区域の見直しの場合は、同条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するとしております。

第 4 条『保護推進区域の取消』は、文化的景観の価値を失った場合等の取消事項を規定しています。第 2 項では、取消す際の手順を前 3 条第 2 項から第 5 項の指定の場合と同様の手続きが必要なことを明記しています。

第 5 条『現状変更行為の規制』は、あらかじめ町長に届け出ることを明記し、その現状変更行為の種類を第 1 号から第 7 号まで規定しています。第 2 項では、

前項の規定にかかわらず届出を要しない事項を第 1 号から第 4 号まで規定をいたしております。第 3 項は、現状変更行為の届出の提出があった際、町長が文化的景観保護推進区域の文化的景観保護のため必要な限度において指導できることを規定しています。

第 6 条『経費の補助等』は、文化的景観保護推進区域における文化的景観の保護の観点から、復旧・修理・修景等に関し当該構成要素の所有者等に対し、その経費の一部を補助できることを謳っております。この補助に関しましては、先ほど町長の説明にもありましたとおり、国の「文化的景観保護推進事業国庫補助要項」が今年度改正されまして、所有者が個人であっても地方公共団体が事業費を補助する場合は、国がその補助金に対して補助が出来るよう改正がなされています。

第 7 条『審議会の設置』は、文化的景観の保護に関して小値賀町文化的景観保護推進審議会の設置を明記しています。第 2 項から第 4 項は、審議会の内容を明記しています。

第 8 条『勧告及び公表』は、第 5 条第 1 項に規定する届け出を行わず、また虚偽の届出により景観を阻害する行為を行った場合の行為の中止および必要な措置を取るよう勧告し、公表できることを謳っています。

第 9 条は、委任規定を明記しています。

附則として、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上で、議案第 26 号、小値賀町文化的景観保護推進条例（案）について説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

条文に関しての質疑は、25 号または 26 号、いずれであるかということを中心に述べてから質疑をしてください。

質疑はありませんか。

横山議員

6 番（横山弘藏） 修景に要する費用の一部に国庫補助が適用されるようになったと。それで新たな条例が必要になったということですが、その中の第 7 条、『調査審議するため、小値賀町文化的景観保護推進審議会（以下「審議会」）を設置する』。これは仮に、個人所有のこういった文化財を修理する場合に、その費用の見積もり等は当町の業者でも構わないのかどうかですね。その辺をお伺いします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

例えば本町の大工さん、または左官さん、または建設関係の会社等から出される図面あるいは設計書、見積もり等で良しとしております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） その場合に、その審議会で審議する書類、見積書とか設計書とか、そういった事務処置をする書類等ですね、それは何か審議会のほうで、何か用紙の決まりとかあるんですかね。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

補助金に関しては、交付申請等の様式を決めてございますが、その設計書、見積書等、業者からの提出分につきましては規定をいたしておりません。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） そうであれば、例えば修繕に100万かかると。そのうちの50%は補助金とした場合にですよ、その妥当であるという評価はこの審議会が決定を下すわけですね。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） 申請があったものについては、先ほども申しあげました審議会のほうにかけますので、その中で審議されて決定することになります。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 横山議員

6番（横山弘藏） その一部を修復・修理する場合に、見積もりとか設計書とかですね、それを作る前に、例えばこれを審議する担当者とか、役場の関係者とか、そういった立会いは要らないのですか。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） 立会いが要るか要らないかという質問ですけども、立会いまでは規定をいたしておりません。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 文化財とかになればですよ、例えば元通りの古い瓦とか、泥を葺いている瓦とか屋根とか、昔の漆喰を使ってるとか、色んな昔のものがいっぱい係わってくると思うんですよ。そこでそれを修復したり修繕する見積もりにおいて、現在の大工さんで、まあ出来る範囲でやるとは思いますけども、そこにそういった条例の関係者が、審議会の委員とか、助言をすることかちゅうことは今のところ考えられないということですか。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

先ほどの条例の中身にちょっと、提案理由で説明いたしましたが、今回の文化的景観の範囲の中には、建設課のほうで担当しております景観条例の区域も一致してきます。その中で、建設課には技術や専門職もおられますので、その辺の指導を仰ぐことは可能かと思われまして、また今後予定されます審議会の委員の中にも建築学の専門の方も、一応、委員になってもらう予定であります

ので、その方から、例えば昔ながらの工法であるとかいった関係での指導・助言はいただくことは十分可能かと思えます。

議長（立石隆教） 可能かどうか聞いてるんじゃないんじゃない？それはどうするのかって聞いてるんだ。そういう助言を求めるようにしますって言うか、そのことは考えておりませんって言うか、どっちかでしょう。可能ですよって言うことじゃないだろう、今の質疑から言うと。言葉ではそうだったけど、意味合いはそういう意味合いでしょう。どうするのかっていうことですよ。

横山議員

6番（横山弘藏） 例えの話ですね、ちょっと古い蔵があるとすると。それが指定されて、それで壁が土、泥の壁に今度は漆喰が塗られている。そういった昔ながらの形をですよ、そのまま修復する時にこの補助金は出るわけだと思えますけども、それを勝手に壊して現代風に建て替えることは出来ないんですよ？だからそういった場合に、古い構造物に対する専門家の助言というか、そういうのは別に担当のほうから強制的に「しなさい」といわれることはなくて、その修復をする人が勝手に業者に見積もりを願って、その見積書で通るかっていうことですよね。その辺が、今話を聞いたら簡単に出来そうな感じがするじゃないですか。でも文化財っていうのはやっぱり、現代建築とは全然違うんですよ。本当に泥を塗りこんだような昔の作りがあるんですよ。そういうのをもし本当に修復することになれば、本当に小値賀にいる業者さんで見積もりがちゃんと出来るかどうかっていうのをちょっと考えたものだから、そこまでちょっと聞いてみたいと思っております。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） おっしゃるとおりです。そういうことで、当然、補助申請で予算の額もありますし、当然、相談していただかなくてはいけないわけですから、その時に、極端に言えば「これをこういうふうにしないとダメですよ」という場合も当然出てくると思えます。そういうことで、「やる」と、「相談に乗ります」ということでご理解をしていただければ、あとはその場その場で色々な事情が出てくると思えます。予算がなければ出来ないわけですし、本人が勝手にするっていうこともこの条例が決まれば出来ないわけですから、ただこれを守っていただくためには何らかの応援をせんばいかんちゅうのも事実でしょうし、そうなった場合には当然、景観を守ることは施工主にも我々にもあるわけですので、そこは一緒になって助言もしますし、応援もしていくと。そういうことでいいんじゃないかと思えます。だからあまり細かいことを言われても困りますけど、現実はそのようなことになると思えますので、協力はしてこの条例の目的に沿うように努力をしていきたいと思えます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第 25 号、小値賀町文化財保護条例の一部を改正する条例(案)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 25 号、小値賀町文化財保護条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、小値賀町文化財保護条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 26 号、小値賀町文化的景観保護推進条例(案)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 26 号、小値賀町文化的景観保護推進条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、小値賀町文化的景観保護推進条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 6 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第 6 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）について提案理由のご説明をいたします。

今回の改正は、新たに各種委員に記載の 3 つの委員を追加するものでございます。

1 つは農業関係で、人・農地プラン作成検討委員会がございしますが、これは平成 27 年から始まった取り組みに係る委員でございしますが、時限的なものと考えて条例に明示していなかったところですが、今のところ継続しているために今回、加えるものでございます。

また、教育関係では、先ほどご審議いただきました文化的景観保護推進審議会委員と小値賀町通学路安全推進会議委員の 2 つを新たに追加しておりますが、文化的景観保護推進審議会については、平成 28 年度から、通学路安全推進会議については、平成 27 年度途中から現在、取り組んでいるものでございます。

なお、附則で本条例の施行日を 4 月 1 日からとしています。

提案理由のご説明をいたしました。よろしくご審議のうえ、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山 議員

6 番（横山弘藏） 文化的景観保護推進審議会委員会の識見を有する大学教授等の日額が 2 万円。これは純粋な日当というか、会議に参加した時のお礼と思えますけども、大学の先生が向こうから来る場合の旅費は、これは別にまた交通費として支給するわけですか。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） おっしゃるとおりでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 6 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第7号、職員の特殊勤務手当に対する条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第7号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)の提案理由をご説明いたします。

小値賀町の仔牛の生産は、少しずつではありますが増える傾向にあり、2月市では12月市に比べ、1頭につき約4万円の高値で、市場平均では65万円と絶好調であります。

現在小値賀町には、平均すると親牛が約700頭、仔牛も約400頭飼育され、1,000頭以上の牛を獣医師1名で手当てしております。これこそ365日体制で勤務状況も昼夜を問わずかなりハードであるのに対し、現在勤務する家畜獣医師の給与が、近隣自治体と比較してかなりの乖離があるため、特別勤務手当の額を増額しようとするものでございまして、現行月額10万円を20万円以内に改正するものでございます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。 今 田 議 員

1番(今田光弘) 状況は、今、町長がおっしゃったようなことで、上げることは問題ないと思うんですが、ただ10万円というのを20万円以内ということで、「以内」というのは何か、20万円にするとか15万円にするとか、そういう算定の根拠というものはあるんでしょうか。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

「以内」という表現を考えたのはですね、そういう事例もちょっとあったんですけども、当然、獣医師さんになって経験年数が若い人が仮に来た場合に、最初から特勤手当20万円にしてしまうと、いきなりそういう金額になってしまいますので、やっぱりそこは獣医師としての経験を見ながら特勤手当というのは決めていくべきだろうということで、「以内」というものにしました。

議長(立石隆教) 今 田 議 員

1 番（今田光弘） そうなると、例えば他所の市町村では 1 回出勤したことで何百円の手当とか、そういう考え方のところもあるようですが、忙しさには関係なくて、とにかく経験で判断するというのでしょうか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 特別勤務手当につきましては、日額であったり勤務 1 回につきとか色々な形がありますけれども、今回の獣医師の特勤手当は月額にしております。

議長（立石隆教） 今田議員

1 番（今田光弘） すいません、今の答弁なんですけど、月額ということで、もう経験年数によるということですね？全て。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 議員のおっしゃるとおりです。

ちょっと答弁が、少し不足しておりました。今回、小値賀町の獣医師につきましては 20 万円を予定しております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

横山議員

6 番（横山弘藏） 20 万に、今回、はっきりするということではありますが、仮に今の獣医さんが辞めて経験の浅い人が来たら、下げるという可能性もあるわけですね。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） すいません、説明が非常に悪くて。議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 7 号、職員の特殊勤務手当に対する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号、職員の特殊勤務手当に対する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、明日は定刻の午前 10 時から開会します。

ご苦労さまでした。

— 午後 4 時 16 分 散会 —